

決算特別委員会

令和5年9月14日・15日・19日

葛城市議会

税務課長	高 松 和 弘
税務課主幹兼収納促進室長	油 谷 知 之
市民生活部長	前 村 芳 安
市民窓口課長	森 本 欣 樹
保険課長	増 井 朋 子
環境課長	西 川 勝 也
クリーンセンター所長	石 橋 和 佳
人権政策課長	村 田 真 也
保健福祉部長	森 井 敏 英
社会福祉課長	山 岡 邦 啓
介護保険課長	田 中 美 菜
地域包括支援課長	西 川 賢
地域包括支援課主幹	津 本 佳 成
健康増進課長	松 本 育 子
こども未来創造部長	中 井 智 恵
こども未来課長	西 川 修
こども・若者サポートセンター所長	川 崎 圭 三
こども・若者サポートセンター主幹	鬼 頭 卓 子
産業観光部長	植 田 和 明
農林課長	吉 田 賢 二
商工観光プロモーション課長	竹 内 和 代
都市整備部長	安 川 博 敏
建設課長	西 川 好 彦
教育部長	井 上 理 恵
教育部理事	葛 本 章 子
学校教育課長	西 川 直 孝
生涯学習課主幹兼図書館長	石 川 孝 子
会計管理者	吉 井 忠

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板 橋 行 則
書 記	新 澤 明 子
〃	神 橋 秀 幸
〃	岸 田 聖 士

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

認第1号 令和4年度葛城市一般会計決算の認定について

- 認第2号 令和4年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認第7号 令和4年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 認第5号 令和4年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 認第3号 令和4年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 認第6号 令和4年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 認第4号 令和4年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 認第8号 令和4年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 認第9号 令和4年度葛城市下水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時30分

増田委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。本日から3日間、予備日も設定してございますけれども、3日間のスケジュールで決算のご審議を賜ることになってございます。例年といいますか、昨年も同様でございますけれども、コロナ禍における事業の進捗、非常にいろんな弊害といいますか、予期せぬ出来事等があって、この決算でその辺の結果が出ているのかなというふうに感じておるところでございます。その辺のところも重点的に、予算に対する決算の執行状況等についてご議論、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、委員外議員の出席をご紹介します。川村議員、吉村議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、赤いランプが点灯していることを確認してご起立いただき、必ずマイクを近づけてご発言されるようお願いを申し上げます。葛城市議会でのマスクの着用につきましては、個人の意思に委ねております。葛城市議会でのマスクを着用したままの発言についても認めておりますので、ご承知おきを願います。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。委員会の会議進行につきましては、適宜、休憩をとりながら、理事者側の出席職員につきましても、順次入替えを行いながら進めていきたいと思っておりますので、議員各位におかれましても、ご協力をお願い申し上げます。

また、発言につきましては、簡単明瞭にさせていただき、会議時間の短縮にご協力をいただきますよう、くれぐれもお願いを申し上げます。

ここで決算特別委員会の開会に当たり、事前に進行及び審査方法について確認をいたしたいと思っております。

まず、審査の順につきましては、お手元へ配付いたしております決算特別委員会次第の記載の順で1議案ごと上程し、採決まで行います。

次に、一般会計及び特別会計の審査方法等につきましては、お手元に配付の決算特別委員会の審査方法・日程、資料1のとおり、一般会計決算につきましては、まず歳出の1款及び2款の説明を受けますが、その部分に対しての質疑は3つの部分に分けて行いたいと思っております。1つ目は、決算書52ページの地方創生推進交付金事業費の前までと、全ての款の人事課配当の人件費の質疑を行います。2つ目の部分は55ページから64ページの2款の最後までについて、そして3つ目の部分は52ページから54ページの質疑を行います。地方創生関係は多くの部署が関係することから、その前に休憩をとり、事前に確認をしておる質疑内容の関係部署のみ入室いただき、地方創生関係の質疑を行います。

次に、3款及び4款の説明を受けますが、質疑につきましては、款ごとに職員を入れ替えて行います。続いて5款及び6款の説明を受け、先ほどと同様に、質疑については款ごとに職員を入れ替えて行います。その次の7款及び8款につきましても同様でございます。そして9款から歳出の最後まで説明を受けますが、その部分については一括で質疑を行います。

休憩を挟みまして、次に、歳入について説明を受け、質疑は一括で行いたいと思いますが、歳入また次の総括質疑につきましては範囲が広うございますので、事前に確認している質疑内容の関係部署のみ入室をいただいて、総括質疑、議員間討議、討論、採決を順次行います。特別会計決算につきましては、歳出、歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、議員間討議、討論、採決を行います。なお、水道事業会計決算と下水道事業会計決算につきましては、収入、支出の順で説明を受けますので、ご承知おきを願います。また、審査日程については厳守いただきたい。予定の時間を守っていただくようご協力をお願い申し上げます。

次に、お手元に配付の、決算特別委員会の進行及び審査方法について、資料2をご覧ください。1番から3番までは先ほど説明させていただいたとおりでございます。続いて裏面の4番、質問項目は1回につき3問までといたします。できるだけ、1つずつ小出しやなしに、3つまとめて質疑をしていただくことが、スムーズな審査が進むかなというふうに思いますので、できるだけ、あるのであれば、3問まで質疑をしていただきたい。質疑回数につきましては2回までで、3回目は発言のみとなります。なお、答弁漏れがあった場合などにつきましては、委員長の判断の下にこの回数を超えて質疑を許可する場合もございます。5番、質問される方は委員長が指名をいたしますが、関連質問である場合はこれを優先します。関連という発言でお願いを申し上げます。6番、発言内容の制限として、会議規則第116条の規定によりまして、発言は全て簡明にするものとしておりますので、質疑は簡単明瞭に行い、前置き、要望は議事進行上、できるだけといいますか、慎んでいただき、くれぐれもお願いを申し上げます。7番、質問される場合は、決算書のページ数及び款、項目の費目を述べてから質問をいただきたいと思います。8番、理事者側におかれましては、答弁者は必ず挙手をいただき、委員長が指名をした後に、質問者が替わるごとに所属、役職名と氏名を言っていただき、簡単明瞭、的確なご答弁をよろしくお願い申し上げます。なお、答弁者につきましては、部長または担当課長でお願いを申し上げます。原則として、課長補佐級以下の委員会室の入室は認めておりません。理事者控室及び議場において委員会の音声がかきこえるようにしておりますので、そちらで控えていただき、必要に応じ、委員会室入口のマイクより答弁をお願い申し上げます。

最後に、お手元に配付の決算特別委員会時間配分表、資料3をご覧ください。委員会を進めるに当たっての時間配分として、決算特別委員会時間配分表に従って進めてまいりたいと思いますので、委員をはじめ、理事者側も厳守いただきますようお願いを申し上げます。

以上のことにつきまして、何かご意見等ございませんか。

谷原委員。

谷原委員 資料1の、本日から始まる1款、2款の歳出のところでの審査でありますけど、①のところの、全ての款の人事課配当の件費となっておりますが、人事課配当の件費、どの款がそれに当たるのか、教えていただけたらと思います。つまり、1款、2款の審査なんですけども、人事課配当については全ての款となっておりますので、何款、何款となっているのか、教えていただけますか。

増田委員長 事務局、説明をお願いします。

板橋局長。

板橋事務局長 人事課配当の人件費でございますが、全ての款にわたるものと解釈しております。

増田委員長 よろしいですか。

谷原委員 ありがとうございます。

増田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、そのように委員会運営を行うことにいたします。

それでは、議案審査に移ります。

認第1号、令和4年度葛城市一般会計決算の認定についてを議題といたします。

本案につき、まず歳出の1款議会費及び2款総務費の内容説明を求めます。

吉井会計管理者。

吉井会計管理者 皆さん、おはようございます。会計管理者の吉井でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、上程となっております認第1号、令和4年度一般会計決算につきまして説明をさせていただきます。お手元の歳入歳出決算書3ページをお願いいたします。実質収支に関する調書から説明をさせていただきます。1,000円未満を四捨五入しております。あらかじめご了承くださいと思います。

歳入総額176億4,895万3,000円、歳出総額169億4,521万4,000円でございます。歳入歳出差引額といたしまして7億373万9,000円の余剰金がございました。翌年度に繰越明許費繰越額といたしまして3,014万9,000円を繰越しいたしますので、実質収支額といたしましては6億7,359万円でございます。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書の歳出、1款の説明を申し上げます。36ページをお願いいたします。左から、科目、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、備考となっております。備考欄の各事業につきましては、目のうち主な事業のみをご説明させていただきます。

それでは、1款議会費でございます。全体といたしまして1億7,319万6,249円の支出済額でございます。主な事業といたしましては、議会運営事業で3,529万6,293円の支出でございます。

次に、37ページをお願いいたします。2款の総務費でございます。全体といたしまして19億5,778万1,298円の支出でございます。1項1目一般管理費におきましては、7億2,132万8,376円の支出でございます。38ページをお願いいたします。一般管理事業、人事課及び企画政策課それぞれの配当の事業費合計で5,724万4,751円が主なものとなっております。

ページ飛びまして、42ページをお願いいたします。2目文書広報費では1,232万4,046円の支出でございます。主な事業といたしましては、43ページの広報発行事業で931万1,797円の支出でございます。

3目会計管理費では、会計管理事業といたしまして1,001万9,933円の支出でございます。

ページめくっていただきまして、44ページ、4目財産管理費におきましては、2億7,023

万4,254円でございます。主な事業といたしましては、45ページの最下段にあります市有財産管理事業で1億7,426万6,783円の支出でございます。

ページめくっていただきまして、46ページ、5目電子計算費におきましては、5,934万5,810円の支出でございます。主な事業といたしましては、電算システム共同化推進事業で3,852万5,046円の支出でございます。

次に、47ページ、6目地域情報化推進費におきましては、2,430万5,217円の支出でございます。主な事業といたしましては、イントラネットシステム整備事業として2,168万9,837円の支出でございます。

次に、48ページをお願いいたします。7目交通安全対策費におきましては、2,564万8,796円の支出でございます。主な事業といたしまして、49ページの交通安全施設整備事業で1,634万1,050円の支出でございます。

8目自治振興費におきましては、1億6,221万1,145円の支出でございます。主な事業といたしまして、50ページにございます街灯管理事業で1,947万9,863円の支出でございます。

9目企画費におきましては、1,159万4,832円の支出でございます。主な事業といたしましては、企画政策事業として923万2,983円の支出でございます。

次に、51ページ、10目公平委員会費での支出はございませんでした。

次に、52ページ、11目防災行政無線管理費におきましては、460万4,563円の支出でございます。

12目地方創生推進交付金事業費では、移住・就業・起業支援事業といたしまして100万円の支出でございます。

13目地方創生臨時交付金事業費におきましては、2億4,276万8,238円の支出でございます。主な事業といたしましては、今ご覧になっております52ページから54ページをご覧いただくようお願いいたします。感染症拡大防止事業では1,102万2,513円の支出のほか、感染症予防対策員配置事業では587万4,060円の支出でございます。

次のページに移っていただきまして、54ページ、2項1目税務総務費におきましては、1億5,098万82円の支出でございます。主な事業といたしましては、55ページのふるさと応援寄附事業で4,188万3,571円の支出でございます。

ページめくっていただきまして、56ページ、2目賦課徴収費におきましては、7,649万8,176円の支出でございます。主な事業といたしましては、固定資産税賦課事業で3,353万7,647円の支出でございます。

ページめくっていただきまして、58ページ、3目過年度支出金では、過誤納金還付事業といたしまして1,814万471円の支出でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費におきましては、8,250万9,157円の支出でございます。主な事業といたしましては、59ページ、個人番号カード関連事業で2,200万6,937円の支出でございます。

ページめくっていただきまして、60ページ、4項1目人権啓発費では3,362万2,009円の支出でございます。主な事業といたしましては、人権啓発事業で498万8,875円の支出でございます。

ます。

5項1目選挙管理委員会費におきましては、選挙管理委員会事業といたしまして49万8,509円の支出でございます。2目選挙啓発費におきましては、選挙啓発事業といたしまして1万9,903円の支出でございます。3目参議院議員選挙費におきましては、人件費と参議院議員選挙費合わせまして1,820万455円の支出でございます。

ページめくっていただきまして、62ページをお願いいたします。4目知事及び県議会議員選挙費におきましては、人件費と知事及び県議会議員選挙費を合わせまして1,116万1,972円の支出でございます。

次に、63ページをお願いいたします。6項1目統計調査総務費におきましては、統計調査総務事業といたしまして70万2,957円の支出でございます。

2目基幹統計費では、基幹統計事業といたしまして123万7,245円の支出でございます。

ページめくっていただきまして、64ページ、7項1目監査委員費におきましては、人件費と監査委員会事業を合わせまして1,882万5,152円の支出でございます。

以上で1款議会費、2款総務費の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

増田委員長 ただいま説明を願いました部分に対する質疑に入りますが、冒頭に説明させていただきましたとおり、初めに決算書52ページの地方創生推進交付金事業費の前までと、全ての款の人事課配当分の人件費に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は、51ページの2款総務費、1項総務管理費、9目企画費の、51ページの右端の、空家等対策実施支援業務委託料24万4,200円ということで、空き家コンシェルジュの委託料と思うんですけども、当初の調査では、空き家の数が411件、管理不全の空き家が38件あったと思うんですけども、現在、空き家コンシェルジュにお任せをして、何件の家が空き家バンクに登録されて、何件の家が利活用されたのかということ。そして、その下にあります不良度判定調査業務委託料の業務内容について教えてください。

増田委員長 勝眞課長。

勝眞企画政策課長 企画政策課の勝眞でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまご質問いただきました、空家等対策実施支援業務委託料24万4,200円でございます。こちらの中でお問いの部分というのが、何件活用されているかというところでございます。委員おっしゃっていただきましたとおり、この委託業務につきましては、NPO法人空き家コンシェルジュに委託をさせていただいております。令和4年度につきましては、物件の登録というのが2件ございました。成約件数というのが同じく2件ございました。これは売買によるものであるというふうにお聞きをしております。

もう一つの質問、不良度判定調査業務委託の分でございます。こちらの分につきましては、2万2,000円、1件の申請がございました。不良度判定につきましては、老朽化した危険な空き家につきまして、解体をしたいということで申請があった場合に、不良度判定というこ

とで危険な空き家かどうかというのをまず判定させていただきまして、その判定の中で一定の基準を満たすものについて、解体の申請をしていただくというものでございます。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 利活用2件、売買によるものが2件と、不良度判定、これは特定空家に認定するための不良度判定ではないということですよ。そして、空き家コンシェルジュに行政として空き家対策としてお願いをしている、委託をしている。これとは別に、ほかに空き家対策、行政としてやっておられることはありますか。

増田委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 管理不全の空き家につきまして、市民の皆様、あるいは区長より連絡をいただく場合がございます。その場合には、企画政策課の職員が現場に出向きまして、現地を確認させていただいております。また、管理につきましては、文書により、その所有者に対して、管理に対する啓発、指導というのをさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 私も、管理不全の空き家を、企画政策課が空き家の持ち主に対して書面で適正管理を促すこと、これをやっているのは私も知っています。もう少し突っ込んだところで、管理不全の空き家に対しては、やはり特定空家の認定という、こういう部分も行政で考えて、管理不全の空き家をお持ちの方にはしっかりと適正管理を促す、注意喚起というか、そういうものが私は必要だと思います。ぜひとも、特定空家の認定に向けて、今後も検討していただきたいと、私はこう思います。これは私の意見です。

増田委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 ご意見ありがとうございます。市といたしましても、一般質問でもしていただいております、空家等対策特別措置法の改正というのを受けまして、空き家の実態調査ですとか、適正な管理についてですとか、有効活用、また管理不全空き家の対策についてというところは、実施体制の整備、それからまた、計画の策定なども含めまして、今後検討してまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

増田委員長 ほかにございませんか。

西川副委員長。

西川副委員長 おはようございます。今の松林委員の関連なんですけども、今、不良度判定調査業務というのがありましたけども、その下に、18節に空家解体補助金というのがあります。これ50万円、今、決算で出ていると思うんですけども、これ、恐らく、不良度判定調査業務委託をしてから空き家の解体の1件だと思います、50万円というのは。そういう流れだと思うんですけど、勝真課長にもお願い、1回相談をさせていただいたことがあると思うんですけど、空家解体補助金50万円、本当助かると思うんです。今、ほったらかしになっている分を解体の補助をするということで、予算もつけて、決算で1件の申請があったと思うんですけど、これ、ある方から相談があつて、使い勝手が、なかなかそれに合致するというのが、例えば、

建物の敷地、これは本当に危ないから解体したいという建物がそこにあると。例えば、駐車場の車庫みたいな、これ、きっちりしっかりしていると、その敷地の中に。それは残したいんやけど、こっちの朽ちたような木造のやつは潰したい。そのときには、全部の敷地を更地にせな、この補助は出ませんと。ましてや、植栽、樹木、何せその敷地を全部まっさらにせなあかんと。これは、そやから、本当使い勝手が悪いんです。本来危ないものをそのままにしとかなあかんのと違うかなという判断にもなってしまうんですね、この補助金を使おうと思ったら。だから、その辺を、勝眞課長、これからもっとそういう実績を増やしていくためにも、その辺を1回検討してくれていると思うんですけど、ほかの実績とか、ほかの市はどうやっているとか、その辺、教えていただけたらと思います。

増田委員長 勝眞課長。

勝眞企画政策課長 企画政策課の勝眞でございます。

今、西川副委員長がおっしゃっていただきましたのは、葛城市危険空き家等解体工事補助金交付要綱、これに基づいて解体の補助金というのを outsizing させていただいております。まさしく、今おっしゃっていただきましたとおり、要綱の中には、敷地内全てを更地にしていただかないと補助金が出ないというような内容になってございます。1件申請をいただいているというのもあるんですけども、今まさに、課の中で調整をさせていただきまして、この要綱の目的というのがやはりございまして、老朽化した危険な空き家等の解体をしっかりと促進すると。地域の安全性の向上、それと、市内における防災、防犯上危険な空き家の解体工事について補助するということになっています。この目的をしっかりと達成できるように、要綱の改正も含めまして、今、検討させていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

増田委員長 西川副委員長。

西川副委員長 ありがとうございます。やっぱり実情に合わせて、目的は、危ない空き家を解体するところなので、実情に合わせて見直しをかけていただけたら、持ち主も使いやすいようになって、ほんまにどうかしたいんやけど、お金が、補助が出えへんからやめておこうかという方も促進されると思うので、その辺、検討をよろしくお願いいたします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 おはようございます。3日間よろしくお願いいたします。

朝一、軽めに、43ページ、総務費の2目文書広報費の、ずっと右に行ってください、12節委託料、ホームページ用サーバ等保守委託料132万円。これ、僕、一般質問やら委員会やらで、ホームページやら、もっと活用してくれ、LINEとかSNS等を活用してくれということで、やっていただいて感謝はしているんですけども、1個まず、この委託料でどこまでやっていただいているのかなという。だから、分析であったり、反映させたり、入札系とか、そういう系のアクセスが多いのは分かるんですけども、市民のお一人お一人がどういうことに関心があって、どういうふうなレイアウトにしたほうがいいのかと、日々進化しているのかというのを聞かせ願いたいのと、僕、LINEのやつも多分企画政策課のほう

でやっていただいていると思うんですけども、これはお金はかからないんですか。管理とかというのは、何か費用がどこに出ているかあんまり分からなくて、委託料の中に含まれているのかな、違うのかなみたいな感じでお聞きしたかったのが2つ目で、52ページまでなので、次の図書とか、そっちのほうでもLINEのリンクがつながってますもんね、オンラインの図書ね、これはまた後で聞きますとして、僕、LINEの登録数をずっと見ているんですけど、3,600人止まりが長くないですかと思っているんです。人口で考えたら10%ぐらいの人しかやられてないんですけども、子どもとか赤ちゃんとかというのを抜きにしても、取りあえず、ざっくり10%ぐらいの方しかやられてない。どこかの委員会では、1,000人ぐらいを目標にと何か聞いたような気がするんですけども、もうちょっと増えたほうがいいかなと思うんです。その推移、最初ぼんと伸びて、次ぼんと伸びて、そこからずっと止まっているような気がするんですけども、どんなことをされてLINEの告知されているのかというのを聞かせ願えますか。

増田委員長 企画政策課、勝真課長。

勝真企画政策課長 企画政策課の勝真でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、ホームページのほうでございます。スマートバリューというところで契約させていただいております、保守という形での契約になるんですけども、軽微な作業というのは、月1時間程度は無料でしていただいているというような状況がございます。どんなふうに見やすく、日々、いろいろ改良しているかということですが、ピックアップというコーナーとかもありまして、よく見ていただきたいという内容については、そこに上げていくようにさせていただいているというもがございます。最近でしたら、補助金、助成金の制度という、Let's じよじよきんというような名前を、新しく入っていただいた職員の皆さんでまとめていただいたというのがございます。そういうのもピックアップにさせていただいたりとかということで、少しずつですけども、需要の多いものというところは、各課を見に行くのではなくて、まとめて見やすくするという工夫は少しずつさせていただいているというはございます。

それから、LINEのほうの費用ですけども、この132万円の中にLINEの運用に係る保守費用というのを5年分含んでいただいているという状況ですので、実質この中にあるというところがございます。LINE、おっしゃっていただいております、今、なかなか伸びていない状況もあります。その原因というのは、やっぱりLINEを見たから、どんな情報がすぐ入ってくるのかとか、便利さという利便性のところをもう少し我々もしっかり考えていかないといけないというのは考えておまして、例えば電子申請というのを下のところに上げさせてもらっています。その中身をもう少し充実していきますとか、今、まだ検討の段階ですけども、もう少し、LINEを全ての方、例えば、市内を回っていただいているときにいろいろ活用できるようなこと、何かないかというところでは、課内では今検討を進めているところがございますので、また、その辺についても、ご報告できるようになればご報告させてもらいたいというふうに考えております。

以上です。よろしく願いします。

杉本委員 推移は。大体でいいので。

勝眞企画政策課長 LINEですか。

杉本委員 分からなかったら後でもいいです。

勝眞企画政策課長 後で。よろしくお願いします。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ホームページのほうは、前のホームページに比べたら、だんだん進化していつているのは分かっているんですけども、ただ、他市も頑張っているんです。これが困ったことに、他市から葛城市に来たときに、僕が懸念しているのは、あっちのまちのほうが使いやすかったとか言われるのがかなんから、今のうちに、町クラスの自治体でも、ホームページとかLINEとか活用してすごい見やすくやっている。そこを参考にして、僕も何件かあるので、また後日でも、こういうことをやっていますというのを提案したくて質問させてもらいました。

LINEの件に関しては、僕、1個懸念しているのが、退会される方は結構おられるんですか。というのも、僕、毎日見ているんですけども、文字だらけで、何かレシートみたいになっているんです。何か見る気にならんというか、僕は読みますけど、普通に考えたら、ばーと文字ばかりが並んでくるんですよ。ではなくて、前もどこかで聞いたかもわかりませんが、ぱっと見たときに何の情報か分かるような、統一した写真とかイメージとかでもいいと思うんです。そういうのを工夫していただかないと、多分、こういう、行政に絡んでいる方々は全部読むんでしょうけど、一般の方々にもっと分かりやすくできたらいいのかなというふうに思って、だから、あれで退会される方はあんまりおられない、入ったら入りっ放しという感じでよろしいですか。分かりました。

もう一つ、提案なんですけど、他市とかは、LINEとかやられている方は、市の封筒とかにも印刷してあるんです。渡したときに、LINE始めました、じゃないですけど、ほんでQR入れて、ここで情報とかいろいろやっていますので、今、課長がおっしゃったみたいに、手続とかでも、ここからでも簡単にできますみたいな形で、封筒とか配るものに全部入っているんです、すきあらば。入れているところもあるんです。僕、LINEでやっていただきたいのは、人数です。3,600人は多分ずっと止まっている状態なんです。僕、だいぶ見えていますけど、これを目標を持って、せっかく、いい取組だと思いますし、本当に僕はうまいことやれば、いろんな情報が共有できるもんやと思っているんですけども、ただ、中身に関してもそうですし、登録者数に関してはまだ未完成なところがあると思うので、目標を持って、これだけのお金を使ってホームページ等とやって、皆さんにいろんな周知をやっているんで、できるだけ、来年の今頃には5,000人までやりますとか、どこまでがリアルな数字か分からないんですけども、そういった取組をやっていただきたい。僕からの提案としては、中身はもっとイメージっぽくつくっていただくのと、あとは、いろんな印刷物に載せるだけでも全然違うと思うので、広報に1回載せたときはほんと伸びたと思うんです。ああいう感じで、できるだけやっていただけたらと思います。

あと、図書のほうは52ページ以降なので、また後で聞かせてもらいます。

以上です。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 よろしく申し上げます。杉本委員の関連で質問させていただきます。

ホームページ用サーバ等保守委託料に関しましては、予算のときに、もろもろのインターフェースの改善をお願いしていて、ほぼ対応していただいているかなど。その件はありがとうございます。ただ、1つだけ、トップページにお知らせがあるんです。お知らせの過去の一覧のところを開いていったら分かるんですけども、古い情報が出てこないのは、これは前に言っているとおりなんですけど、それと更新のところ、日付2001年3月1日からずっと止まったまま。正直言って、お知らせの一覧だけでよくて、更新の日なんかは要らないんですけども、あれが何でこんな古い更新のやつで残っているのかという、そこはおかしいと思いますので、古いお知らせも、せめて1年間ぐらいは見られるようにはしておいてください。今、3月が一番古かったかなと思いますので。

それと、トップページから行ったときの各ページのリンクが、実は7月やったかな。1か月ぐらい切れていたんです。多分気づいていらっしやらない。分かっていたか。あれがいつになったら改善するんやと私見ていたんですけども、なかなか、盆明けぐらいまで改善されてなかったの、その辺、運用を任せているのやったら、チェックも必要かなと思いますので、そのチェックをお願いします。

それと、これが質問なんです。トップページにというか、全ページにあります、チャットAIの、おしえて蓮花ちゃん。これが実際どの程度使われているかという、何か、カウントされていますか。運用当初にお聞きしたんですけど、まだ実績がとれてないという話だったので、もう今になったらできるかなと思いますので、まず、その運用実績、今現状どうなのかというのを把握されているのか、お願いします。

増田委員長 企画政策課、勝真課長。

勝真企画政策課長 企画政策課の勝真でございます。

蓮花ちゃんのチャットボットのところをおっしゃっていただいたかと思えます。正直に申し上げます。実績とか利用件数というのは拾えていない状況です。拾えるかどうかも含めまして、早急に確認させていただきたいというふうに思います。

チャットボットのところですけども、いろいろ質問してくださる内容が、件数が増えていくと、やっぱり覚える内容も増えていくというところもございまして、その辺のところの件数をしっかり把握した上で、また活用につなげていけるようにしていきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 今、覚えていく内容というのは、これ、学習型のAIでしたか。違いましたよね。入力してデータベース化するAIですよ。そこだけ確認。

勝真企画政策課長 今おっしゃっていただいたとおりでございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 言っぱなしになります。でしたら、ある程度件数が把握できているはずなんです、それは。学習型で勝手に増えていくんやったら、まだ把握できません、は分かるけど、やっぱり

そこです。運用型で多分把握していますので、そこもとって行ってください。やっぱりちょっと使いづらい。一番の使いづらいところというのは、質問項目が並んでいるんですけども、当てはまらないところが見つからないときはこちらに問い合わせてくださいというのが必ず出てくるんですけど、そこに各窓口の電話番号とファクスが書いてあるんですけど、そこにリンクが貼られてないんです。だから、これを見て、やっぱりそこから電話をかけたいという意味で電話番号を載せてはるんやったら、その電話番号にリンクして、電話をかけられるようにだけはしておいてあげたほうが使い勝手がいいかなと思うので、使い勝手が非常に悪いと思います。あんまり利用されている方が少ないのであれば、画面の位置は改善してもらっているんですけども、必要なければ、思い切って外すという、Q&Aのコーナーか何かの1ページをつくるか何かしたほうが使い勝手がいいのかなと思いますので、その辺りの検討は引き続きお願いします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひいたします。

それでは、ページ数からいきますが、39ページです。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の中の、事業でいいますと、一般管理事業、企画政策課担当となっています。21節補償補てん及び賠償金2,500万円ということで、これについては、議会でも議決案件になっておりましたし、補正予算でも議決してきたことですが、決算に当たりまして、こうした訴訟における支出において、今後、こういうことに対する教訓をどう酌み取っておられるのか。教訓点あるいは今後に生かす点、改善点、検討されているようでしたら教えてください。

それから、次のページに参ります。飛んで、41ページということになりますけれども、同じく、1項総務管理費の中の事業費という各種相談事業ということで、これ、各課にまたがっているんですけども、12節委託料として訴訟弁護士委託料がそれぞれ計上されております。企画政策課担当、クリーンセンター関係、それから農林課です。これについては、弁護士はどの事務所を使っておられるのか。顧問弁護士事務所を使っておられるのか。全て同じ事務所なのか。どういう弁護士が訴訟の葛城市側の弁護士として行っておられるのか、行われたのかということについてお聞きします。

それから、42ページになります。同じ1目一般管理費ですけれども、入札・契約事業ということで、入札監視委員会委員報酬ということで計上されております。新たに入札監視委員会が立ち上がって、先ほどの件でもありました、いろんな入札等の問題で第三者を入れた委員会が立ち上がっているわけですが、この成果、事業効果というのがどういうことになっているのか、お聞かせください。

増田委員長 高垣企画部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 企画部、高垣です。よろしくお願ひいたします。

ただいまの谷原委員のご質問の、まず、今回の訴訟結果の教訓に市でどのような対応をしておられるのかというところを答えさせていただきます。まず、平成30年度より、毎年、法令遵

守意識の醸成を図るために、コンプライアンス研修を全職員対象に実施しておりまして、今年度も実施しております。また、令和2年度には、システムなんですけど、電子決裁システム、文書管理システムを導入して、不適切な事務処理を行わないような仕組みも導入いたしました。令和3年度には、契約管理シートを導入して、契約事務の研修、これは管財課と連携しておりますけども、適正な管理を職員に研修することで周知徹底しております。また、マニュアルなどについても整理するように指示させていただいて、内部統制という面では、強化につながるように努めております。また、大きくはリスクマネジメントという面でも、部長連絡調整会議、部長会の下にございまして、その会議の中でもそのような意識について各部長にも意識づけということで、各部内でも実施するような話をさせていただいて、継続して実施しておるといところでございます。

以上です。

増田委員長 企画政策課、勝真課長。

勝真企画政策課長 企画政策課の勝真でございます。

まず、企画政策課のほうからは、41ページ、各種相談事業、企画政策課の356万618円、こちらの分は顧問弁護士でございます。川崎法律事務所をお願いをしております。

以上でございます。

増田委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンターの石橋です。よろしくお願ひします。

私ども、クリーンセンターの訴訟につきましては、同じように、市顧問弁護士、川崎法律事務所に依頼をしております。

以上です。

増田委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願ひいたします。

入札監視委員会につきましてでございます。令和3年12月に条例に制定していただきました入札監視委員会でございます。令和4年度につきましては、令和4年8月と令和5年2月に入札監視委員会を開催させていただきまして、平均落札率から隔たりのある落札の案件、随意契約の相手等、契約の価格や指名競争が妥当であったかについて審議していただいております。率直な委員の進達もございまして、現在、指名競争入札から一般競争入札に移行するなり、入札の改革について、徐々にではございますが、進展があったというふうに思っております。

議事概要につきましても、随時ホームページで公表させていただいておりますので、その辺、また確認していただければと思います。

以上でございます。

増田委員長 農林課、吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。よろしくお願ひします。

ただいまの訴訟弁護士委託料、農林課99万円の方でございます。委託先は國久法律事務所でございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。これは意見になりますけれども、移転補償に関わる和解につきまして、その下にコンプライアンス強化等ということで改善をされているということ、よく分かりました。入札監視委員会についても、同様に、指名競争入札から一般競争入札への流れということで、少しずつ切り替えていっているということ、よく分かりました。ありがとうございます。引き続き、非常に大きな出費、それから職員の負担、未然に、こうした訴訟になるような、あるいは住民監査請求を受けるようなことがないように、今後とも内部統制の強化ということで、よろしく願いいたします。

弁護士事務所の件ですけれども、1つ質問なんです、顧問弁護士事務所を使っておられる場合と、それから、先ほど農林課のほうは、また別の事務所ということですが、この選定についてはどのようにされてきたのかということについて伺います。

増田委員長 高垣企画部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 弁護士の選定、訴訟の場合なんですけれども、弁護士の規定というのがございます、その中で、自分が関わった事件に関しては訴訟に関わることができないということをお聞きしておりまして、その場合は、別の弁護士の方に訴訟の担当をしていただくと。抵触しない場合には、顧問弁護士がそのまま訴訟の担当の弁護士になるという流れで進めております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 つまり、農林課につきましては、顧問弁護士の方が、市側ではなくて、多分どこか案件を抱えておられて、そういう方の場合にはできないという規定があるということで、これはほかの弁護士事務所に頼んだという理解でよろしいでしょうか。分かりました。ありがとうございます。

増田委員長 ほかにございませんか。

柴田委員。

柴田委員 よろしく願いいたします。

38ページの2款1項1目9節の交際費の、市長交際費についてお聞きしたいと思います。令和3年度の決算では27万9,470円だったのが、令和4年度で66万5,990円と増えているのか、使われているんですけれども、私が知りたいのは、支出基準というのは設けられていると思うんですけれども、支出の区分としてどういう項目があるのかというのを教えていただきたいのと、成果に関する報告書の中で市長交際費50件というふうにあるんですけれども、項目で見た場合、件数というか、多い順に教えていただけたらと思います。よろしく願いします。

増田委員長 人事課、南主幹。

南 人事課主幹 人事課、南でございます。よろしく願いします。

ご質問のありました市長交際費につきまして、項目別、件数の多い順ということでお答え

させていただきます。賛助会費といたしまして11件、祝儀としまして7件、激励金といたしまして3件、慶弔費としまして2件、その他としまして、その他を最後にさせてもらいましたが、27件、合計50件となっております。よろしくお願いいたします。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。支出の区分の中に社交的な経費というのも入っていると思うんですけど、それはその他の中に入っているのでしょうか。参加費とか会費とかという、何かに参加されたりとか、会費を払われて何か参加されたりという、社交に関する必要経費というのは、その27件の中に入っているのかということと、それから、ほかの自治体では、多くの自治体で、市長交際費というのはホームページなどで公開されていることが多いんですけども、葛城市では今公開されていないんですが、理由が何かあるのかと、検討していただけるのかと、お聞きしたいです。

増田委員長 高垣部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 ただいまの柴田委員のご質問の、まず参加費とか、そちらはどこに含まれているのかといいますのは、一番最初に申しあげました、賛助会費の中に含まれております。それと、その他の27件はどのようなものかと申しますと、市長が上京された場合、例えば手土産を持っていくなどの場合をその他の分類に入れさせていただいています。ホームページの件はまだそこまで想定させていただいておらないというところで、よろしくお願いいたします。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。今回の一般質問でも、市長が人のつながりが大事ということをおっしゃっていただきましたので、ぜひとも、いろんな会合とか、そういったところに積極的に参加していただきたいという希望もあります。今回増えたのは、そういうところに積極的に参加していただけたのかなというふうに思っておりますが、より開かれた葛城市を目指していただく意味でも、ぜひとも市長交際費もホームページで公開していただきたいというふうに思っております。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、40ページになりますけれども、2款総務費、1項総務管理費の1目一般管理費、人事管理事業の中の18節負担金補助及び交付金ということで、職員研修負担金等ありますけれども、実は予算は、負担金補助及び交付金のところは43万8,000円だったんですが、8万5,000円余りの執行となっております。内容については成果報告書のほうにもあるんですけども、これ、執行率が非常に低いので、どういうことかお聞きしたいと思います。

それから、続いて行きます。44ページになります。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費の中の、新庄庁舎管理事業の中の12節委託料ですけれども、清掃委託料593万3,400円となっております。これ、当初予算が593万4,000円となっておりますので、執行率が99.99%となっております。同じく、関連になりますけれども、下の当麻庁舎管理事業、管財課担当ですけれども、同じく12節委託料の清掃委託料が129万1,596円となっております。

れども、当初予算では129万3,000円、こちらも執行率が99.9%となっております。これについてどのように認識されておられるのか、伺います。

続いて3問行きます。ページ数でいくと49ページになります。2款総務費、1項総務管理費の7目交通安全対策費となりますけれども、この中の交通安全施設整備事業ですけれども、成果報告書の中でいくと、その内訳が書いてありますけれども、ここでのガードレールの設置でありますけれども、ガードレールの設置状況、今年度どのような状況かということについてお伺いします。中心は、ずっとお聞きしているんですが、通学路で子どもたちが落ちる、大人も落ちる、救急車で搬送されると。救急車搬送については、落ちたところをできたら定期的に葛城消防署と連絡を取って、繰り返し落ちることがないように、そういうところはつけてほしいということで、この間ずっと注意していただいていますので、今年度の状況はどうかということについてお伺いいたします。

以上3つ、お願いします。

増田委員長 人事課、南主幹。

南 人事課主幹 人事課の南でございます。よろしくお伺いいたします。

職員研修負担金2万7,387円についてでございます。まず、内訳といたしまして、市町村職員中央研修所へ参加しました負担金が8,537円、全国市町村国際文化研修所へ参加しました負担金としまして1万8,850円、計2件となっております。予算より少なかった理由といたしましては、市町村職員中央研修所でありますとか、全国市町村国際文化研修所の研修への参加が少なかったことが原因であると考えております。

(発言する者あり)

増田委員長 もうちょっと。人事課、南主幹。

南 人事課主幹 失礼いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響によるものもあるかと考えております。

増田委員長 管財課、倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお伺いします。

委託料の、新庄庁舎の清掃でございます。この件につきましては、長期継続契約中でありまして、令和4年度は丸々契約期間に入っておりますので、事前にその契約の金額を予算化したということでありまして、率もそういうことというふうになっております。

あと、当麻庁舎の件につきましては、これはシルバー人材センターのほぼほぼの金額でございますので、事前に見積りをいただきまして、こちらの仕様を出させてもらって、その見積額で予算化しておりますので、こういう率となっております。

以上でございます。

増田委員長 西川建設課長。

西川建設課長 建設課の西川です。よろしくお伺いいたします。ただいまの谷原委員の質問に対して説明させていただきます。

転落事故につきましては、適時、定期的に葛城消防署より連絡はデータでいただいております。その中で複数回落ちたという件数につきましては、今のところ、ございませんでし

て、この決算で表れている数字の中は、大字要望及び通学路点検で出たものを優先させていただきました。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。意見だけにしておきますけれども、職員の研修費につきましては、上げられた予算はしっかりとこういうものは執行していただきたいと。やっぱり職員の質を高めるといことで、ただ、お聞きすると、コロナ禍で大変いろんな人員が割かれたということもあって難しかったかなと思いますけれども、やはり職員のレベルを上げるために研修費、当初予算を上げたのであれば、それをきちっと執行するというところで頑張っていたかと思えます。

それから、管財課の入札の落札率に関係することですけど、よく分かりました。よくやっていたかと思えます。ありがとうございます。予算書だけ見るとそういう値になっていましたので、ありがとうございました。

それから、水路転落の問題、引き続き、連携をとっていただいているということで、今後ともよろしく願いいたします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 D X関係、質問させていただきます。まず最初、40ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の一般管理事業、管財課の、その中の需用費の印刷製本費なんですけども、経緯を見てみると、令和3年度から結構減らしてきていただいているんです。ペーパーレス化が進んでいるというふうに見えるんですけども、その原因というか、何の効果が上がってここまで減っているのか。ちなみに、令和3年度の当初は509万4,000円かな。令和4年度になって393万円になって、実質311万円と減っていますけども、何が原因でここまで減らしてきて、頑張ってきていただいているか。その辺のところを教えてください。

それから、51ページ、2款総務費、1項総務管理費、9目企画費の、これいつも聞いているやつです。使用料及び賃借料のRPAソフト使用料、これ、2つの部署で今使っていると思うんですけども、いつも言っている、シナリオ作成のところまでできているのかどうか。せっかくRPAを導入されているんだから、現場で都度、改善できる機能がついていますので、それがどの程度活用されているか。

それから、その下、スマート自治体ソフト使用料、これ、令和4年度新規の事業なんですけども、これもどういった効果が上がったのかというのを併せてお聞かせください。この3点、お願いします。

増田委員長 管財課、倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしく申し上げます。

まず、一般管理費の印刷製本費でございますが、管財課としましては、想定ということにはなると思うんですけども、決裁システムが電子化になりまして、用紙で回議をするという形が減ってきましたので、それでコピー枚数がかなり減っているというところと、あと印刷

製本費につきましては、カラー印刷と2色刷りと白黒印刷でかなり単価も変わってきておりまして、職員はできるだけカラーを避けて、カラーのところを2色刷り、2色にするところを白黒で印刷する等、創意工夫をもって、印刷とそういう単価も減らしてきているというふうに思っております。

以上でございます。

増田委員長 高垣企画部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 企画部、高垣でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの奥本委員のご質問の2つ目の、RPAソフトの関連で現在の状況なんですけれども、令和4年度までに、保育所、子育て福祉課などでRPA、学童保育所も含めまして、シナリオ作成したという経緯は報告させていただいておりますが、そのシナリオは残っております。というのは会社が変わっておらないので、継続して、シナリオ自体は残っております。また、昨年度に防災関係、被災者支援システムで基幹系と取り込む仕組みもシナリオ作成したということで、その点では連携する仕組みはできておるんですけども、やはり奥本委員おっしゃるように、シナリオ作成が専門的な知識を要するので、職員に広めるのはかなり課題を抱えておるといのは事実でございます。また、これからもそれらについては研究して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

増田委員長 勝眞課長。

勝眞企画政策課長 企画政策課の勝眞でございます。

3つ目のご質問でございました、スマート自治体推進事業でございます。こちら、DXの推進ということで、デジタルによる庁内の業務の効率化ですとか、市民のほうから役所へ申込みをウェブ上で完了するための入力フォームの作成等、職員がプログラミングの知識がなくても簡単にシステムを作成できるというKintoneを導入させていただいております。活用の実績といたしましては、多くの課で活用いただいているんですけども、一例で言いますと、会計課のほうで事務用品在庫管理システムというのを、Kintoneを利用させていただいております。

また、市民のほうから役所へウェブ上で申込みをするという、そういう入力フォームの事例としましては、いろんな課で使っていただいているんですけども、最近でしたら、子育て支援課のミニミニ夏祭りというのを開催されたときに、そういう予約のフォームというのを活用させていただいたりとか、企画政策課のほうでも、未来人材育成事業というのを実施しているんですけども、その申込みにはこの申込みのフォームを利用させていただいたりとか、実際大きなところでは、総合窓口課のほうで業務手順書ですとか、そういうのでいろいろ活用させていただいております。市民に申込みフォームを活用していただけるという点では、非常に有効に活用できているのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 まず、印刷製本費の件、やっぱりいろいろ決裁システムの電子化によるものということで、

DXの効果は表れているのかなと思います。それと併せて、印刷も、カラーからモノクロのほうにやっついていっているということですが、国も言っているように、ペーパーレスというのが一番単純で効果が出やすいというところも実践していただいていると思うんですけども、こういった意味で、日々の経費の見直しというのは、今回かなり進んでいると思いますので、引き続き、これは努力していってください。お願いします。

それから、RPAのことですが、シナリオはやっぱり業者がつくっているんですね。本来、RPAを導入するメリットというのは、担当の方が、都度、業務しやすいように柔軟に変えられるというのが一番の利点ですので、それが使いにくいシステムやったら、違うRPAに乗り換えるほうがいいのではないかと思いますので、現状、そこが全く知識のない方が手に負えないRPAやったら、簡単にできるのもありますので、その辺はやっぱり考えていただかないと、せっかくRPA、いいシステムを導入して業務の効率化を狙ってるんやったら、そこで難しいシステムを入れるのはまた違うのかなと思いますので、そこの検討も含めて、また引き続きお願いしておきます。

それから、新規のスマート自治体ソフト使用料、K i n t o n eの導入ということで、これ、非常に使いやすいです。私もよく知っています。一番の申請フォーム、これはやっぱり作りやすいんです。となると、今、せっかく子育てとかでやっていらっしゃるところをもっと広げて、教育委員会とかの予約システム、e 古都なら、今、県も使いにくいのを使っていますけども、あれをすぐ置き換えられるかどうか分かりませんが、葛城市で、簡単にできて使いやすいんやったら、そっちのほうに移行するというのも1つ方法かなと。複数のやり方があるというのは戸惑いますので、その辺、もし、統一化できるんやったら、部署関係なく、葛城市はこれを使って、こういう申込みフォームですというのをやったほうが、市民サービスにとっては将来的にいいのかなと思います。その辺り、また検討を続けていってください。答弁は結構です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 50ページになります。2款総務費、1項総務管理費、8目自治振興費の中の街灯管理事業というところになります。ここに14節工事請負費ということで34万7,600円と出ておりますけれども、これは成果報告書の16ページ、ここに街灯管理事業ということでございます。ここにあるように、大字間街灯設置工事の金額に当たるのかなと思うんですけども、当初予算が100万円ついておりました。実は、大字間については、ここが暗いということで幾つか要望が上がっていると思うんです。ところが、執行率が非常に低いと。これはなぜなのか。要望の強いところなので、なぜこういう低い執行率にとどまったのかということについて伺いたします。

2つ目ですが、51ページです。同じ2款総務費の1項総務管理費の中の9目になりますけれども、51ページの企画政策事業の中の12節委託料、専門分野研修委託料ということで39万2,900円執行されております。当初予算なく、途中の補正予算の中で出てきたものですが、この事業内容及び事業効果についてどういうものか。どういった分野の研修をされたと

か、何名の方とか、事業内容及びその効果についてお伺いいたします。

それから、関連にはなるんですけども、飛びますが、57ページです。2款総務費、2項徴税費、まだか。関連が残ったからあれですけど、分かりました。関連があるんですけど、後でまたお伺いいたします。

3問目ということで、52ページになりますが、2款総務費、1項総務管理費、12目地方創生推進交付金事業費ということで、これも年度途中で、これは国の施策だと思うんですが、100万円執行されております。これについて、内容及び財源内訳も、できたら併せて……。

増田委員長 地方創生やろう。地方創生は後。

谷原委員 ここまで、最初の2問だけ。

増田委員長 生活安全課、西川課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。よろしくお願いいたします。ただいま谷原委員からの1問目のお問いでございます。

街灯管理事業の工事請負費についてのお問いだったと思います。こちらにつきましては、おっしゃられましたとおり、大字間につけます街灯の設置工事となっております。こちら、令和4年度の実績といたしましては、平岡・山田間に新規で4基の街灯を設置、そして、梅室・笛吹間で新規で2基の設置とさせていただきまして、合計34万7,600円という形となっております。こちら、当初予算が100万円に対しましての34万7,600円というところで、3割ちょっとの執行率になっておりますけれども、こちらの当初予算につきましては、もともと、大字からの要望をいただいております平岡・山田間、そして、梅室・笛吹間の分を約50万円で見えておまして、残りの50万円につきましては、その後、各大字からの要望で出てきた場合に対応できるようにという、言わば枠取りという形で予算計上をさせていただいております。そのほかに大字要望等が出てきませんでしたので、こういった結果になっております。

以上でございます。

増田委員長 勝眞課長。

勝眞企画政策課長 企画政策課の勝眞でございます。

専門分野研修委託料でございます。こちらのほうは、令和4年度に補正予算という形で報償費と合わせて予算を上げさせていただいております。研修委託料のほうでございます。実績といたしましては、研修を年度で9回させていただいております。その内容は、A I - O C R、R P Aの活用についてという勉強会、それから自治体D Xの取組という勉強会、それから、管理職にとっての内部統制、公民連携による都市経営という勉強会、また、職員全体に対しまして、行政全体の研修ということで、オンラインで研修ができるウェブ研修というのを実施させていただいております。こちらは、行政の実務研修から、また専門的な分野に至るまで6,000種の研修が、比較的短時間で基礎から応用編までを学べるというふうなものでございます。

効果というところでございますけれども、職員だけでは補えない専門分野的なところというのを、外部の方に来ていただいて、しっかり学ぶ機会というのを設けさせていただいたこ

とについては、非常に効果があったというふうに考えております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。街灯管理事業のことについてですけれども、大字間の街灯については、これは、やはり大字の区長からでないと、要望が上がらないと、これはやれないのかということを確認したいんです。具体的に言いますと、非常によく聞くのは、駅から、今、非常に新興住宅が増えていますので、例えば近鉄新庄駅からずっと北へ向いて帰ってくる。大変暗いところがあると。そうすると、そちらの方の大字の区長を通じて市に上げていただいて、つけていくということになるのか。これ、なかなか、直接、地元の大字の区長といて、うちは関係ないと。つけて要らんねんと。なかなか住民が暗い中を歩いて帰らなければいけない、そういうことに対して、もうちょっと市として、防犯の観点から、ここはということ、市民とか要望があれば、実際に現場を歩いたら分かるわけですから、そういうことにはならないのか。そこだけどうなのか。それを実現するためのルートがどうなっているのかということ、手続がどうなっているのか。やはり基本的には大字の区長から上がらないと駄目だということなのかどうか。そこをお聞きしたいと思います。

専門分野研修委託料については、意見だけにしておきますけれども、大変いい事業だろうと思います。なかなかコロナ禍で外へ研修に出向くということが難しい中で、講師の方を呼んでいただいて、議会も同様、講師を呼んで学習もしてまいりましたけれども、引き続き、職員の能力が高まるようにしていただきたいんですが、よろしくをお願いします。

増田委員長 生活安全課、西川課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。ただいまの再質問の件でございます。

基本的に、おっしゃられるように、大字区長様からの申請という形でうちのほうは承っております。それ以外にも、今おっしゃられたように、市民の方からうちのほうに直接そういった要望等が出てくる場合も多々ございます。そうした場合には、大字の区長にうちのほうから、こういった要望等が上がっていますのでご検討をお願いしたいというところで連絡を入れさせていただいております。

以上でございます。

増田委員長 確認させてください。大字で設置される条件と、今おっしゃられている大字間の設置条件と、違うんですか。

西川課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。

こちらの工事請負費につきましては、あくまで大字間でございます。どこどこの大字からどこどこの大字にまたぐ暗いところ、そういったところに街灯をつける場合は、市の予算でつけさせていただいております。ほかの大字の中の街灯の設置につきましては、大字のほうで基本的にはつけていただきまして、それに対してうちが補助をさせていただいておるといような要綱となっております。

以上でございます。

増田委員長 そういう有利な条件になっているので、周知等もしっかりと、大字間の普及、途切れのない街灯設置ということ。

谷原委員。

谷原委員 意見だけになりますけれども、住民の方から聞くのは、やはり市民の方は、市役所に直接要望されるときがあります。しかし、そのときに、いや、大字の区長を通さんとでけへんとなると、一体、葛城市は二重行政かと。区長が言わないと要望を上げてくれへんのやったら、何で市民税を払っているんやと。市へ直接言うたらやってくれへんのかということ、よくお叱りを受けるときがあるんです。だから、本来、住民のそういう、防犯に係る要望について、やはりこれは、市として必要だとあれば、今おっしゃったように、大字区長等にも働きかけていただいて、地元の協力も当然要るわけですから、丁寧な対応を、ぜひ住民の声が活かせるような形でよろしくお願いします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 50ページをお願いいたします。8目の次の一番最後です。防犯カメラの件についてお聞かせ願います。犯罪防止のために市内につけていただいているんですけども、決算なので、活躍したときってある、ついているだけで活躍しているんですけども、例えば何かあったときに、中身の画像を見てという話だと思ってしまうんですけども、その辺あんまり聞いたことなかったので、葛城市内の犯罪のこともお聞きしたいので、1年間、防犯カメラによって、効果というか、あれがあったのか、お聞かせ願います。

増田委員長 生活安全課、西川課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。

まず、そうしたら、令和4年度中の葛城市の犯罪実績というところから報告をさせていただきたいと思えます。総件数といたしましては140件、内訳といたしまして、殺人が1件、傷害、暴行8件、住宅侵入窃盗が8件、事務所侵入窃盗が3件、自動車盗が1件、車上狙い6件、バイク自転車盗が42件、そして特殊詐欺が5件と内訳となっております。また、こういった事象が発生いたしましたら、今おっしゃられたように、警察のほうから、そういったカメラ映像の提出の要望というのが上がってまいります。こちらが、正確な件数までは把握しておりませんが、月に一、二回は必ず出てまいります。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 そうやって犯罪に対してそういうふうにデータというのは要望がある、活躍しているということなんですけども、逆に、今、全部お聞きした犯罪の中で、ついているところはそういう要望があると思ってしまうんですけども、ここはつけたほうがいいんじゃないのかみたいなことも、それはどこか言えないと思ってしまうんですけども、何が言いたいかという、こういうふうに統計をとっていただいている、ここに書いてあるみたいに、市内の危険と思われる場所と書いてあるので、来年に生かすべきだと僕は思うんです。今お聞きした件数に対して、来年はここにも必要だという検討をしていただきたいということだけ言っておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 3点お願いします。まずは、49ページ、2款総務費、1項総務管理費、8目自治振興費、18節の負担金補助及び交付金に関するところで、2つあるんです。まず、その1つが、公共バス運行事業の奈良交通路線別負担金、地域公共交通活性化協議会補助金が、予算に対してだいぶ執行率が低いんですけども、これの理由を教えてください。

それと、その下の、市民活動支援事業の市民活動支援事業補助金、これも80万円に対して40万円ですけども、この内容を教えてください。これ、市民公益団体が提案及び実施する事業に対し補助を実施としか書いてませんので、中身がよく分からないのでお願いします。

増田委員長 企画政策課、勝眞課長。

勝眞企画政策課長 企画政策課の勝眞でございます。

1点目の、地域公共交通活性化協議会の補助金でよろしかったでしょうか。ありがとうございます。予算額250万円に対しまして、執行額が161万4,000円となっております。こちらの分につきましては、法定協議会でございます地域公共交通活性化協議会、こちらへ補助金として出させていたいただいている分でございますけれども、令和4年度につきましては、見直しの業務というところで検証の業務を委託させていただいております。協議会のほうで委託をして、させていただいております。そちらの契約の委託額というのが、242万円という委託額に対しまして、県のほうから補助の採択を受けることができました3分の1、80万6,000円ございました。その残りの分ということで市が負担するというところで161万4,000円ということになっています。

なお、歳入の部分につきましては、直接協議会に入っておりますので、市の歳入には入っていないということではございます。

もう1点目の、市民活動支援事業費80万円に対して40万円の執行といったところでございますけれども、まず、この事業の概要についてというところでございますけれども、葛城市市民活動支援事業補助金交付要綱に基づきまして事業を実施しているものでございます。委員さっきおっしゃっていただきましたように、市民の皆さんが、積極的に、主体的にまちづくりに参加していただいで、市民の公益活動の活性化を図っていただきますとか、市民との協働によるまちづくりを推進していただくような活動に対しまして、その団体に対して一応補助を出させていただくということでございます。令和4年度につきましては、2つの団体から申請がございました。この申請につきましては、市民活動支援に対する審査委員会というのを設けておりまして、そちらのほうで、2次審査でいろいろプレゼンテーションを行っていただいたとかいう上で採択されるという分でございます。1件の事業に対して20万円、2件でございましたので40万円を執行させていただいたということでございます。

2件の事業の内容でございますけれども、1件目の団体は、色彩社会貢献事業いろすまいるというところで、事業の内容は、色の学びを通しまして、心の自立ですとか、良好なコミュニケーション、自分らしく生きるということを提唱されている団体で、市内の幼稚園です

とか、学校関係にもそういう学びをいろいろ提供していただいているというようなことが活動の中でございました。

2つ目は、葛城笑いで元気になる会ということでございます。古典落語を見聞きして学び、そして、笑うことによる活力の向上、健康増進ということで、子どもたちの健全育成につながるような活動をされているということで、事業の報告をいただいております。

以上でございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 1点目のところ、私の質問の聞き方が悪かったんですけども、これ、減っているというのは、さっきの法定協議会の開催が少なかったからというのではなくて、その辺、私、理解できてなかったの、もう一回お願いします。

負担金も少なくなったのは、どういった理由かというところを聞きたかったの、そこだけ重ねて教えてください。

市民活動に関しては、内容はよく分かりました。ありがとうございます。

増田委員長 さっき説明あったことですね。県の補助が……。

奥本委員 県の補助が増えたからということですか。単にそれだけですか。

勝真企画政策課長 はい。

奥本委員 分かりました。結構です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 先ほどの奥本委員の、市民活動支援事業についてなんですけれども、答弁の中に、市民活動に補助を出す条件というか、期待感と思うんですけど、市との協働ができるような市民の活動に対してというお言葉もあったと思うんですけども、具体的な例を挙げていただきたいというふうに思います。市と補助金を出した市民活動の方々との協働で何かされたかという実績を教えてくださいと思います。

増田委員長 交付要綱の説明も含めてしていただいたら分かりやすいです。

企画政策課、勝真課長。

勝真企画政策課長 要綱でございますけれども、趣旨といたしましては、先ほど申し上げたとおりでございます。市民との協働により、まちづくりを推進し、魅力のあるまち葛城市を実現するために、市民公益活動団体、団体ですけれども、いろいろ活動に対して規約とか、いろいろ決算、収入とか、いろいろそういうのをしっかりと運営されている団体が提案していただいた事業に対して、審査員の方が審査していただいて、その活動に対して市から補助金を出すに値する事業ということで、活動に対して補助を出させていただいているという分でございます。

これまで協働で何かをしているかというところでございますけれども、過去の実績をいろいろ見ている中では、これというところは見当たらないところもあるんです。ただ、この補助金を出している目的といいますのは、しっかり市民が活動していただいて、3年この補助金が出るんですけども、4年目以降も、活動がしっかり継続していただけるように、自立

してそういう活動をしていただけるようにという、そういう理由も込めまして、この補助金というのを出ささせていただいているという趣旨もございますので、その運用の中で、もちろん、内容によりましては、そういう市と協働でというところの部分も出てくるかと思えますけれども、団体が今後、自立して活動を継続してしていただけるような、最初の運用に係る補助金というところを出ささせていただいているという意味合いもございます。よろしく願いいたします。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 せっかく補助を出して、そういう自立していただきたいという気持ちがあつてされていると思うんですけども、3年後、自立されたときに、それをされる方は、市と何かやりたいという、すごく意欲のある方が多いと思えますので、ぜひ一緒になって葛城市を盛り上げていっていただきたいと思えます。

増田委員長 非常に有利な支援体制ですので、周知をもう少しやっていただいたら、事業効果は高いと思えます。

奥本委員。

奥本委員 47ページ、お願いします。2款総務費、1項総務管理費、5目電子計算費のセキュリティ対策事業の電算委託料の中に含まれると思うんですけども、顔認証によるログイン方式、認証システム、これ、監査のご指摘にもありました。シングルサインオンの検討もされたということなんですけども、実際、シングルサインオンの方式と比較したときの料金の差というのはどれくらいあったのか。そんなに高かったのか。顔認証によるログイン方式でセキュリティは高まったんですけど、業務内容が煩雑になっているというところもありますので、それをシングルサインオンの方式に移行したときに、どの程度お金がかかるのかと、参考までに教えていただけたらと思えます。

それと、51ページになるかと思うんですが、何かと言うと、項目がないのでどこへ行ったかお聞きしたいんですけど、国際交流・友好自治体交流事業318万5,000円というのが予算であつたんですが、これ、どこにも出てきてないですね。これはどこへ行ってしまったのかという、この2つ、お願いします。

増田委員長 企画政策課、勝真課長。

勝真企画政策課長 企画政策課の勝真でございます。

2点目の、国際交流のほうからお答えさせていただきます。予算額318万5,000円につきましては、国際交流というところで、東アジア地方政府会合に参加する目的で予算を計上させていただいております。令和4年度につきましては、インドネシアのバンドンを会場に開催されたんですけども、スケジュールと、また、コロナウイルス感染状況を踏まえまして、参加を見送ったという経緯がございます。こちらの予算につきましては、令和5年3月議会で減額補正をさせていただいております。執行はゼロということでございます。よろしく願いいたします。

増田委員長 企画部、高垣部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 ただいまの奥本委員のご質問の、シングルサインオンの経費の比較と

ということですが、ただいま、手持ち資料がないので、後刻、申し上げます。後でまた時間をいただきたいと思います。お願いします。

以上です。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 3月補正、私、見落としておりました。申し訳ございません。コロナの影響というか、いろいろスケジュールが合わなかったということで了解いたしました。

それから、シングルサインオンのほうは、また分かったら結構ですので、どの程度費用がかかるか。これ、興味がありましたので、また教えてください。結構です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 人事課配当の人件費についてお伺いしたいと思います。64ページになりますけれども、2款総務費、7項監査委員費の1目監査委員費であります。これは、当初予算では、人件費はこの監査委員費の中に入らないです。予算書及び事項別明細書のほうにもありませんでしたので、決算でここにぼんと人件費が計上されているということについてのご説明をお願いいたします。

それから、これは毎回聞くようなことなんですけど、78ページになりますが、3款民生費、2項児童福祉費、3目の保育所費です。ここの人件費が金額として上がっておりますけれども、予算では44人、1億1,400万円余りだったんですが、人件費における職員の人数44名で予算どおりなのか。きちんと充足できたのか。このことについてお伺いいたします。

増田委員長 人事課、南主幹。

南 人事課主幹 人事課の南でございます。よろしくお伺いいたします。

ご質問のありました、監査委員に係る人件費につきましては、6月補正で補正させていただいております。

次に、保育所費の人件費につきましては、37人分の人件費となっております。よろしくお伺いいたします。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 監査委員事務局の人件費については、監査委員事務局として独立して行うということで、今回の決算からこちらのほうに入るということの理解でよろしいですね。今後ともそうやっていくということですね。事務局として、監査委員費の中で人件費が充てられるということでもよろしいですね。そういう様式に変わったということで理解しました。

保育所費ですけども、今、37名というふうにおっしゃったんですか。44名が充足で、今はずっと保育士不足で待機児童が発生しているということでもありますけれども、今ここで聞いても分からないね。なぜ、44名ということで37名になったのか。

増田委員長 別やな。

谷原委員 別やね。またそのときに聞きます。人数だけ、ありがとうございます。

増田委員長 高垣部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 先ほどの奥本委員のご質問の、基幹系の2要素認証用サーバーの経緯、

今、確認させていただきまして、奥本委員がおっしゃった、シングルサインオンと話が変わるかもしれないですけど、そもそも、平成29年から、2要素の、顔認証とパスワードとか入られて、実際、運用しておりましたのが、昨年、令和4年にサーバーを入れ替えた費用が今ここに出ておるといことでございます。ですので、比較したのかと確認しましたら、それはできていないというか、するのができないという確認ができましたので、ご報告いたします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川副委員長。

西川副委員長 私のほうから、決算書の44ページの2款1項4目、14節工事請負費、これ、和室会議室の改修やと思うんですけど、1,084万500円がついております。これ、当初予算で1,070万3,000円やったんですけど、何か追加が出たのかというところと、これ使われて、職員の方、今どういう使い方をされているかというところ、使用の頻度とか効果というのを教えていただきたいと。職員の人には本当に浸透しているのかというのを教えていただきたいのと、これ1点目で、それと、決算書46ページの、これも2款総務費、1項総務管理費、4目の財産管理費で12節委託料の公共施設複合化検討支援業務委託料45万5,158円です。これ、当初予算ですと495万円ぐらいの予算をつけています。決算でかなりの減額になっているんですけども、これの理由を教えていただきたい。それが2点目。

それと同様に、同じ款項目一緒に14節なんですけど、工事請負費1億4,233万3,400円、當麻庁舎の除却の工事請負費だと思います。当初予算2億4,800万円ぐらいですか、ついております。不用額に1億円ぐらい上がっていると思うんですけど、これの理由を教えてくださいと思います。

増田委員長 倉田管財課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしく申し上げます。

新庄庁舎の工事費用につきましてでございますが、当初契約をした後、現場の確認をしていただきましたところ、アスベストが使用されているということですので、今現在、壁からアスベストを除去するのに特別な業務が必要だということで、後々、変更契約をいたしまして、除去の工事費用を96万円ほど追加して施工を完了しております。

あと、部屋の利用でございますが、特に昼休みに職員が窓口業務等のところから別隔離してお昼ご飯をとったり、休憩したり、あと、課内の会議をする、ミーティングを行う。もしくは、職員会で役員会等を行うときとか、かなり利用はしていただいていると思っておりますが、まだもう少し、利用の周知というのをもう少ししたいと。あと、パソコンとかその辺もまだ整備できてないところもありますので、今後も充実して、職員の利便、あと、仕事の効率アップというのをしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

増田委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田です。どうぞよろしくお願いいたします。ただいまの西川委員の2点目と3点目の質問についてお答えさせていただきます。

まず2点目の、公共施設複合化検討支援業務委託料が、当初495万円の予算をつけていたんですけども、執行額が45万5,158円ということで、減額の理由なんですけれども、当初

予算を措置したときには、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会で検討しております、當麻庁舎周辺の多機能化、複合化についての検討費用として見ておりました。その内容は、基本方針の策定準備や、施設利用者、それから市民への意向調査、基本設計の発注に向けた準備費用として計上しておりました。その中で當麻庁舎の複合施設整備に係る基本方針を、業務委託せずに自前で作成をさせていただきました。予算の執行は、その方針を作成するに当たってのアンケート調査の集計業務を業務委託したものであります。

続いて3点目の、工事請負費の除却工事になりますけれども、この工事費用につきましては、当初、約2億4,800万円の予算をつけておりました。実際の執行額は1億4,000万円ほどになっております。差額が1億円ほど出ておりますけれども、これは令和5年3月に減額補正をしております、不用額として減額補正をしております。理由につきましては、当初予算額は、令和3年度の設計業務委託におきまして、アスベストやPCB等のリスクを想定した内容で積算したものを予算措置しておりました。でも、入札時には再度積算を行いまして、精査した内容で予定価格を設定し、入札をした結果、当初予算額よりも少額となったためでございます。

以上でございます。

増田委員長 西川副委員長。

西川副委員長 1点目なんですけど、工事中に、和室のときに、壁を何か剥がしたときにアスベストがあるかもしれない。これはあることかもしれませんが、当初から、図面があれば、何を使っているとか、年代で大体分かりますので、その辺は、これは設計したのかな。分からないんですけど、設計してないのかな。その辺で、そういうことがこれから解体とかあっても出てきますので、その辺は専門家にきっちり聞くとかで予算立てしていかなと、大きい工事やったら設計は絶対入るから、あるかもしれないんですけど、そういう予期せぬことが出てくることに対しては気をつけていただきたいと思います。

それとあと、今、利用者が、答弁を聞いてても、なかなか職員の皆さんがそこに行かれているというのは少ないのかなということが見受けられるんですけど、これは、誰かが、誰も行ってないと、やっぱり自分から初めて行くというの、なかなか行きづらい、負の連鎖に陥っているのと違うかなというところもあるので、もっと何かしら行きやすい雰囲気を入舎内を出していただくということも、難しいのかもしれないんですけど、出してもらって、せつかく1,000万円も使って、そうやって福利厚生、基本的に職員のためのことで使われるので、しっかりと利用していただきたいというところがございます。それはもういいです。

2点目なんですけど、公共施設複合化検討支援業務なんですけど、もともとは委託してやろうと思って、ほかの基本計画の策定の前段階までやろうとしてたんやけど、自前でできたというところですね。自分たちの、職員でつくられて、アンケートだけを出されたから、45万円というところの委託料になったということです。それは努力されたからいいのかなというふうに、私、そういうふうに思います。

次、解体撤去の件なんですけども、もちろん補正予算でそれは減額補正されてるのは、それはいいんですけど、もともとの積算というところをきっちり、もともとの当初のところ、

先ほど理由は聞いたんですけど、やっぱりちょっと前調査が甘いというか、その分、言うたら、1億円もの減額修正になるわけなので、その辺は、例えば、多分これ、専門家の人にも聞いてもらっているとは思んですけど、お金出してでも、予算組みをするときに、積算屋というのがありますので、そやから、その辺をきっちりしてもらわんと、減額補正でまた、当初でつけた1億円、これ、もうちょっと違う事業を今年度できたのと違うのかとかいうことがありますので、その辺きっちりしてもらって、見てたら、ほかでもぎょうさんあるんです。昨日もそうでしたけど、執行率がかなり40何%とか、何か最初に概算でも、予算組みするときに多く見過ぎてるのと違うかなというところが多々見受けられるところがあります。これが1億円というところだったので、結構、その辺については今回言わせていただきましたけど、減額補正したからどうのこうのとか、後でこういうふうに詳細な設計をしたから、こうやって安くなりました。こんなんは、それはそうかもしれませんが、当初のときから、ある程度、もうちょっときっちり予算組みをするべきやと思います。さっきも言いましたけど、ほかで回せるところが出てくるかもしれないし、というところもありますので、その辺は本当に気をつけてやっていただきたいと思います。これは意見だけです。

以上です。

増田委員長 ほかにございませんか。

柴田委員。

柴田委員 41ページの2款1項1目12節の職員定期健康診断委託料なんですけれども、何名の方が受けられているのかと、職員は全員なのかというのと、受けられているのは多分厚生労働省の基本項目の中の範囲内で受けられているのかなと思うんですけど、大体身体的な健康診断と思いますが、精神的なストレスチェックとかメンタルヘルスチェックはその中に入っているのか。もし、入っていなかったら、違う項目でどこかに出ているのかというのを教えていただきたいです。

増田委員長 人事課、南主幹。

南 人事課主幹 人事課の南でございます。よろしく願いいたします。

ご質問のありました、職員定期健康診断委託料442万9,307円の内訳でございます。定期健康診断といたしまして418万557円、新規採用職員の採用時健康診断といたしまして22万4,750円、ストレスチェックに係る面接指導委託料といたしまして2万4,000円の内訳となっております。

定期健康診断の受診者につきましては、受診対象者562人に対しまして、受診者511人となっております。

精神的な面のチェックにつきましては、ストレスチェックというものを定期健康診断の時期に合わせて実施しておりまして、そちらにつきましては、受検対象者564人に対し、受検者458人となっております。よろしく願いいたします。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 ストレスチェックの費用もこの中に含まれているということでもいいですか。ありがとうございます。今、ストレスの多い世の中になっているんですけど、市役所内で心の病気で休職

されている方というのは、傾向として増えている傾向にあるのか。傾向だけ教えていただけますか。

増田委員長 休暇願の中で、そういう項目のある人の人数とかというのは把握されているかぐらいでいいですか。

高垣部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 実際、客観的数値という点で病気の診断書、例えばいろいろあると思うんですけども、メンタル面というのは把握しておらないというのが現状でございます。以上です。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 身体的な疾患と精神的な疾患は全然対処が違うと思うので、戻ってこられたときの皆さんの対応も違うと思いますので、その辺りは配慮いただけたらというふうに思います。以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようですので、冒頭に説明させていただきましたように、52ページの地方創生臨時交付金事業費の前まで、これが終わってんな。次に、55ページから64ページの2款の最後までで部分で質疑に入ります。

質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 55ページをお願いします。2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、ふるさと応援寄附事業です。いつも聞いているやつですけども、令和4年度の寄附件数と寄附額は実績のところ載っておりますけれども、上位5件ぐらいまでの返礼品、何が人気あるかというのをまず教えてください。これが1点。

それから、他市へのふるさと納税の件数と金額、市民税の控除額は幾らになっているか。これが2点目。

3点目として、75%地方交付税に算入されて戻ってくるんですけど、残り25%、いわゆる実質減収分は幾らになったのか。この3点をお願いします。

増田委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。よろしくお願ひいたします。

ふるさと納税で人気のある返礼品なんですけれども、1位、2位とお酒でございまして、3位が化粧品でございます。4位、5位もお酒となっております。

以上でございます。

増田委員長 高松課長。

高松税務課長 税務課の高松です。よろしくお願ひいたします。

ただいまの奥本委員の、2点目、3点目の件でございます。他市への寄附総額についてでございます。令和4年度につきましては、1億3,810万7,000円という数字を把握しております。

す。これに対しまして、市民税への影響額でございます。6,423万5,000円となっております。市税の減収分としまして、これの25%を見込んでおりまして、約1,600万円程度の減収を見込んでおります。

奥本委員 件数は。

高松税務課長 件数については、把握しておりません。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 分かりました。まず、これ、かなり頑張っていたいただいて、ふるさと納税の利用が増えているということで、非常に喜ばしいことなんですけども、返礼品は、お酒が今、上位を占めるということで、やっぱりそうなのかと。よく分かりました。

それから、制度的に、これ、国がやっていることで異論を挟めないんですけど、本来葛城市が得るべき予定であった税がよそに流れているというのは、実質減収としてトータルで1,600万円に上がるというのは、これは何とかならないかなという気がするんですけども、となると、ふるさと応援寄附事業の、うちのほうで買っていただくところ、応援分を増やしていくしかないのかなと思いますので、ここは引き続き頑張ってくださいようお願いしておきます。結構です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 同じく、ふるさと納税に関わることですけれども、55ページの一番下になりますけれども、委託料でふるさと応援寄附事務委託料の内訳をお願いしたいんです。返礼品総額と、それから事務費等ということで、ざくっとしたものをお願いしたいと思います。

それから、これは入との関係になると思うんですけども、先ほどありました、減収分1,600万円に対して、葛城市にも収入として、ふるさと納税として入ってくるわけですけども、この差引きが大体どういうことになるのか。地方交付税措置のことも、全部含めてのことになりますけれども、よろしく願います。

増田委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 委託料の中の内訳でございます。ポータルサイトへの掲載から受付、返礼品の手配、それからお礼状の配送やワンストップ特例受付、データ取り込み、業務等の委託料と返礼品代、そしてその送料が内訳となっております。

以上でございます。

谷原委員 返礼品、金額がどれぐらいになっているかというのを一番聞きたいんです。

増田委員長 高松税務課長。

高松税務課長 税務課、高松です。

2点目の、減収分といいますか、差引きの金額でございます。寄附金総額が8,000万円ということで、市税減収分が1,600万円、そして先ほどの経費として4,100万円で、差引きしまして約2,200万円の令和4年度プラスという状況でございます。

以上です。

増田委員長 竹内商工観光プロモーション課長。

竹内商工観光プロモーション課長 令和4年度歳入として、寄附していただいたのが8,006万円ということとなります。歳出としましては、先ほど申し上げた委託料3,540万1,002円と手数料の、合わせて648万2,569円となります。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 また聞きますが、予算をはるかに超えて、多くのふるさと納税を葛城市にさせていただきました。返礼品が、地元の業者の方々の、これは経済のほうにもいい影響になりますし、トータルとしてプラスになったということで、この間ずっと議会としても関心を持っていたところですので、非常に今後とも、ぜひ発展させるようによろしくお願いします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、暫時休憩しますけども、すぐ再開します。入替えだけお願いします。52ページから54ページの地方創生関係の入室の時間、休憩します。

休 憩 午前11時36分

再 開 午前11時45分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどのご答弁の続きといたしますか、答弁漏れございましたので。

企画政策課、勝真課長。

勝真企画政策課長 企画政策課の勝真でございます。

先ほど杉本委員から、LINEの推移ということでご質問いただいております。LINEのほうは、令和4年8月から開始いたしまして、8月3日には706人の登録がございました。当初は、8月中に1,000人を目標にということで動いております、8月31日には1,004人ということで、次の9月でございます。9月は、もう少し頑張ろうということで、3,000人を目指しております、いろいろな保育所、幼稚園、小学校やイベント関係にいろいろな周知を一度にさせていただきました。9月の末には2,753人ということで、一気に増えている状況でございますけれども、その後は、各種イベントの中、それから広報の裏面には毎月載せるようにはしておりますが、少しずつ増えて現在に至っているというようなところでございます。今後も、まずは4,000人、それからまた5,000人達成できるように、日々いろいろ工夫をしながら進めてまいりたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

増田委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。

先ほどのふるさと応援寄附金の委託料の内訳を報告させていただきます。委託料としましては、松阪電子計算センターとさとふると、2つの会社に委託しております。松阪電子計算センターのほうの分で、返礼品と運送代が2,611万4,862円でございます。委託料としまして447万7,092円と、ワンストップ特例審査の手数料が4万5,210円で、合計いたしまして3,063万7,164円でございます。

さとふるのほうは、返礼品と送料合わせまして338万4,088円でございます。委託料が137

万9,750円で、合計、合わせまして476万3,838円となります。

以上でございます。

増田委員長 今のは、先ほどの答弁漏れということでもいいですか。

竹内商工観光プロモーション課長 はい。

増田委員長 分かりました。

続きまして、52ページから54ページの地方創生関係の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 52ページの2款総務費、1項総務管理費の12目地方創生推進交付金事業費で、移住・就業・起業支援事業、それと、13目の地方創生臨時交付金事業費の感染症拡大防止事業についてお伺いをします。これは成果報告書では18ページということで、まず、移住・就業・起業支援事業の、移住者何人分に対しての予算なのか。この事業目的です。それと感染症拡大防止事業の内訳を教えてくださいませんか。

増田委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 企画政策課の勝真でございます。

まず、私のほうから、移住・就業・起業支援事業100万円の分でございます。こちら、お一人分の予算ということで100万円を組んでおりまして、令和4年度につきまして、お一人移住してきてくださったということで100万円を執行しております。

事業の目的というところでございますけれども、国の地方創生移住支援事業といたしまして、県と市が県内の企業等の人材不足の解消、それから、県内の移住・定住促進というのを図ることを目的にいたしまして、東京圏のほうから、東京圏といいますのは、埼玉県、千葉県、東京都と神奈川県になるんですけども、こちらのほうから市内に移住をしていただいて、県内で就業または起業しようとする方に対しまして移住支援金を交付するという制度でございます。

以上でございます。

(発言する者あり)

勝真企画政策課長 もう少し補足をさせていただきます。2人以上の世帯で来られた場合には100万円ということで、単身で来られた場合には60万円というふうに交付をさせていただく制度でございます。よろしく願いいたします。

増田委員長 生活安全課、西川課長。

西川生活安全課長 生活安全課、西川でございます。ただいま2問目のお問いでございます。

感染症拡大防止事業につきましてご説明をさせていただきます。こちらにつきましましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、感染もしくは濃厚接触等によりまして自宅待機を命じられた方への、1回当たり、3日分の給食分になりますけれども、掛けるご家族分の食料品及び衛生用品を配布させていただいたものとなっております。実施期間につきましては、令和4年1月20日から令和5年5月8日、5類に移行されるまで、こちら5月8日の受付分までとさせていただきます。配布実績といたしましては、2,028件の7,302名の方

に配布をさせていただいております。1日最大では、45件の200人分の配布をさせていただいております。配布物品につきましては、水、ご飯、また、カップ麺、袋麺、また、レトルトの丼物、カレー、そして、衛生用品といたしまして、おむつ、生理用品、マスク、アルコール等の感染予防物品、そして、トイレトペーパーやティッシュとなっております。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 移住・就業・起業支援事業につきましては、葛城市に移住をされて、そして葛城市で仕事をしなければならない、起業をしなければならない。葛城市から他市に仕事に行く場合はいいのかどうかということ。

それと、もう一つ分からないのは、なぜ東京圏のみなのかという、限定された、このことも分からへんのです。別に中部でも東海でもええやないかという、そこら辺、分かれば教えていただきたいということ。

そして、感染症拡大防止事業、ここですけども、私も結構問合せがありまして、コロナかかったんやけども、食べ物、非常に困っていますと、生活必需品が足りませんと。生活安全課を紹介して連絡してもらったんですけど、例えば3日分では足りない場合とか、そういう場合とか、そういうのはどうしたらいいんでしょう。そういうことは、どうですか。3日分では足りない。1週間分ぐらい、やっぱり、何か心配やという、こういう場合です。周知徹底です。私のところにも五、六件あったかな。そういう方々もありまして、この事業に対する周知徹底方、これはどのようにされておられるのか。

増田委員長 決算審査になりますので、事業目的とか、そういう、予算の段階での議論に一部入っているのかなというふうに思いますので、反省点を含めまして、ご答弁よろしく申し上げます。

勝真課長。

勝真企画政策課長 この支援事業の補助金を受けるに当たっては、移住の要件、それから就業の要件というのがございます。その移住の要件の中に東京圏からというところがあるんですけども、これは制度的にそんなふうになっているんですけども、恐らく東京圏に一極集中というところから、こういったことが挙げられているのではないかと考えております。

また、就業の要件のところでございますけれども、市内で就職しないといけないのかというご質問だったと思いますが、そうではなくて、就業の要件も幾つかございます。4つほどございます。申し上げます。奈良県の企業マッチングサイト、ジョブならnetというところなんですけれども、そちらに移住支援金の対象として掲載している求人に新規で就業された方というのが1つの要件です。それからもう一つは、内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業、専門人材の事業というのがあるんですけども、質の高い雇用を生み出すために好循環の創出のためというのを目的に人材マッチングをサポートする、そういう制度なんですけれども、そこでの人材の方が来られたという場合、こちらも該当いたします。また3つ目に、勤務先の命令ではなく、自己の意思によるテレワークによるものということで、今回葛城市に来ていただいた方も、このテレワークということで来ていただいております。4つ目には、県が実施する起業支援事業、こちらの起業支援金の交付を受けられた方という

ことで、こういう就業の要件というのに合致するという必要がございます。

以上でございます。

増田委員長 生活安全課、西川課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。

松林委員2問目の追加質問でございますけれども、まず、3日分では足りないといったご家庭にはどういうふうにしていたのかというお問い合わせだと思います。感染につきまして、ご家族で順番にかかれて、そういった自宅待機期間が非常に延びる場合も、多々これはございました。そういった方には、3日分だけではなくて、要望、連絡いただきましたら、追加をして配達させていただいております。

以上でございます。

増田委員長 安川補佐。

安川生活安全課長補佐 生活安全課の安川でございます。よろしくお願ひいたします。

新型コロナウイルスの食糧支援についての広報というか、周知なんですけど、ホームページでまず周知を始めておりました。あと、新型コロナウイルスに感染された方に対して、保健所のほうで業者から感染者に聞き取りしていただいて、食糧支援が必要な方に対しては、市にメールが届く流れになっておまして、メールが届きましたらそこに連絡をさせていただきまして、食糧を持って行かせていただく流れになっておりました。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 東京圏からというのが1つの条件だったということ。そして、葛城市に住んで、他市に働きに行くことも可能やということ。これ、私の疑問が1つ解けました。

そして、感染症拡大防止事業につきましては、食料3日分では足りないという方は、再度連絡をするという形で、周知徹底については、保健所経由で行政に連絡が入る場合もあれば、当人、本人から葛城市に、生活安全課に連絡を入れる場合があるということで、了解しました。こういう機会はまだ二度とないかもわかりませんが、また、ひとつよろしくお願ひします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 54ページをお願いいたします。総務費の地方創生臨時交付金事業費の中の学校情報化推進事業と電子図書事業、この2つについてお聞きしたいと思いますけども、成果報告書の中では、電子黒板の分やと思います。電子黒板、これで葛城市内の学校に全部入ったのかどうかというのをまずお聞きしたい。

次に、電子図書事業も、僕、先ほどのLINEともつながるんですけども、LINEのところにも表示でオンライン図書と出てきて、僕、ぼちぼち押しているんですけども、いつも予約0、0、0、1とかなんです。それがいいか悪いかは一旦置いといたとして、ここには、ログイン回数とか予約回数とかというのはあるんですけども、大体何人ぐらいの方が利用されているのかというのは、ここでは読み取れないので、その辺、お願ひできますか。

増田委員長 学校教育課、西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課、西川でございます。よろしく申し上げます。

令和4年度に購入させていただいた電子黒板については、当初予算で、中学校1年生から3年生、小学校5年生、6年生、11月の補正予算につきまして計上させていただいた分は、小学校3年生、4年生となっております。

なお、小学校1年生、2年生の分につきましては、令和5年度の当初予算で計上させていただきまして、この夏休みに配備完了しております、今、全学年で電子黒板が配備されている状況でございます。

以上でございます。

増田委員長 石川図書館長。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 図書館の石川です。どうぞよろしくお願いいいたします。

令和4年度の電子図書館の実利用者数といいますのは509人ございました。大人が145人、子どもが364人でございます。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 電子黒板のほうは、この決算ではなくて今年の方でやってもらっているのは分かっているんです。これでやっと全部つきましたということで、これ、結構なお金で、これも税金から使って、子どもたちにしっかり学習していただくと思って、全部つきました。今の現状ですよね。今、結構前からついてる学年もあれば、最近ついた学年もあって、ほんで、この前の夏休みで全部つきました。これで装備はそろったという感じなんですけども、これをどう活用していくのかということと、先生方の負担とか、その辺の現場の状況です。この辺の、決算のところでは聞けへんかなと思うんですけども、効果ではないですけども、今の段階の電子黒板についての今後の利用、活用であったり、今の現状であったりというのを、そんな長々とはいいと思うので、次からこうしていきたいです、みたいなビジョンがないと、宝の持ち腐れになってほしくないの、その辺のあれを、教育長でもあれば、教えていただきたいのと、もう一つ、図書のことに関しては、僕、これもずっと見ているんですけど、LINEの登録者数と似ているところがあると思うんですけども、せっかくあるんだから、もっといろんな人に増やしていきたいというのが僕思って、どうせあるんだからしっかり使っていきたいと思っているんですけども、509人が多いか少ないかは一旦置いておきまして、これから、この人数が多ければ多いほうがいいに決まっていると思うんです。先ほどのLINEとも連動しているから、LINEの登録者数がどんどん増えていけば、こっちもおのずと上がっていくのかなという思いもあるんですけども、そういった来年に向けての利用人数を増やす、もしくは、今入っておられる方々の利用回数を増やすための取組というのは、何か考えておられるのかなと思っているんですけども、その辺あればお願いします。

増田委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課、西川です。よろしく申し上げます。

まず、活用状況についてでございますけども、まず、使用方法等については、簡単な説明

ですので、学校のサーバー上に使い方の動画を載せております。あとは、効果的な活用の方法ということなんですけども、現在、ICTを活用した教育を推進させるために、学校教育課と各学校のICTの先生、代表1名で構成するICT活用推進委員会というのを設けておりまして、年8回から10回程度開催しております。この中で、電子黒板や1人1台端末を活用した公開授業を行ったり、また情報交換を行ったりして、児童・生徒に分かりやすいような授業ができるように取り組んでいるところでございます。

あと、使用状況はほぼ、今まで、ほとんど使っていると聞いているんですけども、負担ということに関しては、まずは、それなりの電子黒板用の準備はしないといけないので、今、初めは、その作業とかには時間がかかるのではないかなと思うんですけども、それが慣れてくれば、その教材を利用するだけなので、教員の手間も負担も減るのかなとは考えているところでございます。

以上です。

増田委員長 石川館長。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 図書館の石川です。よろしくお願いいたします。

電子図書館の利用者数が少ない問題につきましては、コンテンツの数が少ないということが要因にあるかと思っております。やはり、紙の本に比べまして、コンテンツが少なく、また種類も少ないことから、実際に電子図書館で見たいと思われるようなものがないということが響いているのかなと思っておりますので、今後は、やはりコンテンツの充実というのを考えていきたいと思っております。それから、まだ電子図書館というものがどういうものなのかということをしっかり周知できていない部分がありますので、その辺も併せて取り組んでいきたいと思っております。

増田委員長 見込みとかされていたんですか。想定する、どのぐらいの利用とかというのは、計画じゃないですけども、なかったですか。導入当時。

石川館長。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 実際にどれぐらいの方が利用していただけるかというところは見込んでおりませんでしたので、今後は、そのような計画も踏まえて、電子図書館を増やして、利用者を増やしていくというところを考えていきたいと思っております。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 電子黒板のほうは、今から頑張ってください、フル活用していただきたい。それで懸念するのが、先生によって格差、僕もこの前、授業参観に行ってきたんですけども、やっぱり若い先生のほうが得意なのかなと。そういう格差がないような感じにして、もちろん、せっかくあるんだから、これがあることによって、すごい子どもたちの教育に何か光が見えてくると思うので、しっかりと引き続き、いろんなところで聞きたいと思っておりますので、お願いしておきます。

あと、電子図書に関して、僕は少ないとは思ってなくて、多いとも思ってなくて、利用される方が多いほうがいいよねと思っているだけなんです。コンテンツが少ないのはそうでしょうねと思うんですけども、これ、どこかと連携してコンテンツの数を増やすとかはできない

いのかなと思っているんです。できないからやってないのかなと思うんですけども、うちだけでやるとしたら、それは限りあると思うんですけども、どこかと協力してやっていけば、もっと無限に広がっていくのかなと。それは調べていただいていると思うんですけども、またどこかで聞きたいと思います。ほんで、せっかくあるんだから使っていただきたいというのは、今朝から僕が言っている、LINEとかホームページとかも全部そうなんですけども、その辺の、どうせあるんだからフル活用していきたいというのは引き続き同じ思いなので、いろんなところでよろしく願いしておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 関連なんですけど、電子図書事業についてお伺いします。成果報告書の中の20ページですけども、ここにいろいろなデータを載せていただいているんですが、この中で少し質問させていただきたいんですが、貸出回数というのがあります。これの区分の内訳、つまり、上に区分として一般書、児童書とありますけれども、貸出回数の中でどういう傾向があるか知りたいので、貸出回数の中で児童書のほうが多いのか、一般書のほうが多いのか。どういう状況になっているのかお聞きしたいと思います。

それから、2点目ですけども、これは決算書の53ページになります。53ページの事業でいくと一番下の事業になりますが、感染症予防対策員配置事業ということで、この事業効果についてお伺いします。2点、お願いします。

増田委員長 石川館長。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 図書館の石川です。どうぞよろしくお願いいたします。

電子図書館の貸出回数7,830回の内訳でございますけれども、子どもの利用回数が7,022回、大人の回数が808回ございました。また、7,830回の図書の貸出しの内訳でございますけれども、子どもの本が6,470冊、大人の本が1,383冊でございます。

以上でございます。

増田委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

事業効果という点でございますが、この事業の目的につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴い増加する教員業務の負担軽減を目的として、市内各小・中学校に会計年度任用職員である感染症予防対策員を配置して、各学校、園内のトイレ清掃及びドアノブや手すり、スイッチ、共用物などの消毒作業の業務を行っていただきました。このことによって教員の負担がある程度は減ったので好評であったということは聞いております。ただし、この事業は令和4年度の1学期をもって終了させていただいておりますので、ご承知おきください。よろしくお願いいたします。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 電子図書のほうですけども、児童のほうが多いということで、今、iPadとか持っておりますので、こういうところからインターフェースつくっていただいて、新庄図書

館等の図書利用ができるのかどうか。いろいろまた工夫をお願いいたします。

あとは、これは意見ということですがけれども、我々、どうしても、私の場合だったら、例えばパソコンに座って市のホームページを見ることが結構多いんですけども、そういうところにも、新しく本が入ったりとか、電子図書館についての案内とか、もっと利用できるようなことがあれば、気軽だと思うんです。わざわざ電子図書館にPCから入るということはありませんで、見たついでにどうかと思っただけで見ることはありますので、よろしくお願ひします。確かに、欲しい本は大概埋まっているんです。やっぱり大人の場合は、だけど、いろいろ見ると、非常にきれいだし、お子さんなんか、図鑑なんかは非常に鮮やかなので、これはすごいいいもんだなというふうに思うところがあって、ぜひ、先ほど杉本委員も意見ありましたが、いろんな形でインターフェースを増やしていただいて、利用できるようお願いできたらと思います。

それから、感染症予防対策員の配置、終わってしまっているということですがけれども、今、学校支援員という形で継続的に教員負担ということをやっています。ありがとうございます。私、聞きたいんですけども、支援員として入っていただいていた方、これは市内の方が多いと思うんです。その方のご意見ということは何かお聞きにはなっていないですか。ないようでしたら結構です。私が聞いているのは、やっぱり高齢者の方々が清掃とか入っていかれて、子どもたちの姿を見れてすごく元気になったと。こんな仕事もつとないのかと、途中で終わるということだったので、今回また学校支援員という形なんですけど、本当にそういう意味では、地域の方が学校のいろんなところで仕事して、生きがいを持って働かれるということで、非常にいい事業だと思いましたので、どうもありがとうございました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 元に戻って関連になってしまうんですけど、今思ったんですけど、子どもたちが持っているパソコンから電子図書館は入れるんですか。

増田委員長 石川館長。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 入ることができます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 よく分からない。それも踏まえて509人ということですか。よく分からなくなって、子どもたち全員がこのパソコンの中には入っているわけ、ログインIDとか持っているということなんです。ではなくて、ただ単に入れるだけ、その辺がよく分からなくて。

増田委員長 石川館長。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 現在、図書館カードを発行させていただいている利用者の方全てにID、パスワードを付与しております。小学生、中学生に関しましても、入れるようにID、パスワードは付与しております。

増田委員長 持っている人がその自覚がなかったら、その事業効果というのは出ないので、図書館カードを持っている人にはIDコードを付与しますというのは、どういうふうな形でお知らせをされているんですか。

石川館長。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 カードを発行していただく際に声はかけさせていただいております、あと広報とかで図書館カードの番号とご自身の生年月日を使って電子図書館に入ることができますということを周知させていただいております。

増田委員長 こういう、そんなん知らなかったという市民の方もおられるので、私のことを言っていますが、そういう機会がございましたら、そういうPRといえますか、ご案内もしていただきたらと思います。

杉本委員。

杉本委員 今、委員長がおっしゃったとおりだと思います。ちょっと曖昧なところもあると。結局は、ログイン回数と利用回数が上がればいいんですけど、誰が使ってもあれなんですけども、子どもらも、パソコンで使えるんやったら、何かもうちょっと伸びそうな気がするかなと。それでもこれがマックスなのかな。何か、僕、もうちょっと増えるような気がしたので、その辺も改めて、もう一回、子どもらも図書館できますというのを連携してやっていただけたら。ただ単に連携してやっていただけたらなあと思っただけなので、数字上は。お願いします。

増田委員長 椿本教育長。

椿本教育長 一昨年の10月に、コロナで図書の貸出しというのも、一時期、実は学校図書館もストップせざるを得ないような時期が来ました。そのときに、1人1台タブレットがありますので、電子図書のアイコンをつくらせていただいて、今、全ての子どもたちに、そのアイコン、トップ画面に出てくるような状態にしております。毎年、新入生の小学校1年生の子どもには、昨年の春も、9月頃に図書館カード、今現在持っているかどうかという確認をさせていただいて、お持ちでない子どもについては、発行させていただいて、IDを付与すると。間もなく、新入生に今やろうとしているところなんですけど、間もなく、杉本委員のところにも行くとは思いますが、そういう形で子どもたちには、アイコンから電子図書とやっているんですけども、今、コロナが明けまして、やっぱり学校図書館の実際の本の貸出しというほうを学校の中では推奨させていただいておりますので、電子図書については、あくまでも、家庭からであったりとか、なかなか図書館に行けない状況にあるときには、電子図書を子どもたちは使っておると思います。だから、子どもたちの電子図書の数が多いというのは、そのアイコンのことを子どもたちは知っていますので、使う子は使っていると思うんですが、どちらかというと、今、紙媒体の図書を推奨しているというような状況でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 53ページの2款総務費、1項総務管理費、地方創生臨時交付金事業費のうちの、一番下にあります市内消費活性化事業、観光プロモーション課のクーポン券事業、2回やっておられると思うんですけども、これの執行率です。昨日も補正でも言われていたと思うんですけど、執行率です。どのような内容の発行をされたのか教えてください。

増田委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。よろしくお願ひいたしま

す。

去年2回行いましたクーポン券事業ですけれども、1回目の事業費としましては、決算で8,460万2,540円でございます、そのうちの事務費が1,388万9,040円でございます。執行率としましては、1回目は93.65%でございます。2回目でございます。事業費としましては8,467万5,824円でございます、そのうちの事務費が1,414万824円でございます。昨日、予算特別委員会で2回目の執行率を92.81%と申し上げたんですけれども、精査しましたところ、93.41%でございます、93.41%ということに、おわびして訂正させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

増田委員長 松林委員。

松林委員 昨日もいろいろとお伺いしたんですけど、なかなか、クーポン券事業の効果を検証するのは非常に難しいということで、私は思うんですよね。クーポン券事業を実施することはいいんですけども、クーポン券を実施したことによって、どの程度の事業効果があるかということとは、ある程度行政としても掌握すべきではないかと思っております。クーポン券事業の検証ということで、購入者に対するアンケート調査とか、集計データの分析とか、当事者のコメント、感想を集計するとか、何らか、ずっとクーポン券というのはあると思うんですけども、1回ぐらいは、やはりこういう調査をして、事業を打つに当たって、どの程度の事業効果があるのかということ、ある程度掌握を私はするべきであるのではないかと、このように思うんです。これ、私の意見ですけども、何かあったらおっしゃってください。

増田委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内でございます。

事業をやりました結果ですけれども、1回目、2回目ともに約93%ほどの執行率ということと、約120の事業者にご参加いただきまして、おおむね、事業者にも、市民の皆様にも、喜んでいただけたかと考えております。1回目は約1,400万円、2回目は約7,000万円のクーポン券の金額分が市内事業者の売上げの増加になりまして、加えて、買物や食事に行かれると、そのほかのものも同時に購入したり、注文することが多いため、事業者側で具体的な数字の検証は難しいんですけども、額面以上の事業効果があったと見込んでおります。また、市外やインターネットを使って買物をする購買層の人に対しましても、市内の店舗への誘導をする効果もあり、一定の事業効果があったと感じております。公式的にはアンケートは取っておりませんが、幾つかの事業者からは、売上げアップに効果があったとか、次回もクーポン券の事業に参加、協力したいというお声を聞いております。また、市民の声といたしましては、夏休みや年末の要り用のときに給付があつて助かったですとか、家族が多いので1人ずつの給付だったのがうれしかった、使えるお店が多くてよかった、引換券が土日対応していてよかったなどの声をいただいております。

一方、1回目の、1,000円以上で500円券を使用してもらおうという条件は使いにくかったというご意見をいただいております。また、少数意見ではございますが、ひとり暮らしのお年寄りの方がタクシーで引換えに行くと交通費でなくなってしまうので、引換えに行かなかったと聞いたというふうなお声もいただいております。これに対しましては、改善する方法と

しまして、クーポン券の引換えは、必ずしもご本人や同居家族の方が来られなくとも、ヘルパーや同居していないご家族、ご近所の方に引換えに来ていただけることも可能である旨を今後も周知徹底していきたいと考えております。

以上です。

増田委員長 松林委員。

松林委員 引き続き、今後も一定の、ある程度全体的な経済というのか、このくらい効果が上がりましたとか、数的なものとか、そこらも極力、このくらいの効果があるという、そこらもつかんでいただきますように、そういう個々のいろんなお年寄りのお声とか、消費者の声があるのは分かるんですけど、それ、一度はやっぱり、行政側としてもある程度、自分らがやっている事業ですので、そこらは掌握していただきますようによろしくお願い申し上げます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 関連で、多分1回目と2回目の大きな違いは引渡し方で、1回目が郵送で2回目が引渡しだったと思うんですけども、そこで利用者側ではなくて、事務でどちらのほうが負担というか、そういった分析というか、そういうのをされているのかというのと、それから1回目のときに限定券と共通券というのがあったと思うんですけども、どのように店舗を分けていらっしゃるのかというのを聞きたいです。

増田委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。

1回目と2回目の費用的なものは、先ほども申しましたが、事務費的にはさほど変わらなかったというところがございます、それぞれに郵便でお送りしても、届かずに返ってきて、またお送りするという手間も1回目はございました。2回目としましては、引換えブースを設けてというところで、土日も職員も勤務しておりましたというところで、一長一短あったかなと思っております。市民の方にとりましては、郵送のほうがよかったのかとは思いますが、事務的には一長一短があったかと思っております。

2つ目の、限定券と共通券の違いということですが、1回目は、1人当たり限定券2枚、共通券2枚の配布をさせていただきました。市内の事業者の支援を目的に発行させてもらったものなんですけれども、違いとしましては、1,000平方メートル以上の売場面積がある大型店舗は共通券のみ使用できるようにしまして、できるだけ地元の小売事業者で使用してもらえるようにという配慮で行ったものでございます。

以上です。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。今年度またされるので、されるときは、引渡しのほうで、共通券も限定券もないということだと思ってしまうんですけども、ということは、結果的に、出された結果が、引渡しの方がよくて、共通券も限定券もないというほうがいいという結論でそういうふうにされているのかなと思ったんですけど。

増田委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 申し訳ございません。先ほど言い忘れましたが、2回目が引渡し、引換券にさせていただいた理由としまして、12月の時期でしたので、クーポン券を簡易書留でお送りするというのが、郵便局のほうでなかなか厳しい、時間が大変かかるというようなお返事でしたので、引換券ということにさせていただきました。今回も、時期が同じような12月の時期になりますので、今回も申し訳ないですけど、引換券ということにさせていただくことです。

以上です。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 分かりました。ということは、時期が余裕があれば郵送にされる可能性もあるということ
で。

増田委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 答弁漏れておりまして、申し訳ございません。1回目と2回目のクーポン券の目的でございます。1回目のクーポン券の目的でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、甚大な経済的損失を被っているという市内事業者の影響を緩和するとともに、地域における消費につなげることを目的としました。2回目としましては、エネルギー、食料品価格高騰により家計が圧迫されている市民生活の支援及び甚大な経済的損失を被っている市内事業者の影響を緩和するとともに、地域における消費につなげることを目的としました。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 今の関連になるんですけど、今、最後、課長から答弁あったように、クーポン券の1回目、2回目の検証という話が出ていますけども、目的がやっぱり違うんです。1回目は、どっちかという事業者、2回目は、住民に対して支援という意味がある。だからこそ、クーポン券の在り方も違うんです。そこが分からないと、一緒くたにして効果測定と言ってしまうと、そこ、判断を誤る可能性があるんで、やり方として、やっぱり事業者を応援する、しかもそれを特定のところに偏らないためにそういうクーポンの形式を変えた。そこに目的があったので、これはこれで、私、評価としては、それぞれよかったのかなと思いますので、そこを一緒にすると、これからの、もし、第3弾、第4弾、第3弾は決まっていますけども、やるときに、目的が何かというところを見誤ると、間違った方向の議論になってしまうかなという
ことで、これに関しては、私、評価しております。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、1款、2款、議会費、総務費の質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時31分

再 開 午後2時00分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3款民生費及び4款衛生費の説明を求めます。

吉井会計管理者。

吉井会計管理者 会計管理者の吉井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、3款、4款の説明をさせていただきます。決算書の64ページをお願いいたします。3款民生費でございます。全体といたしまして63億6,288万5,977円の支出でございます。また、4,115万1,000円を繰越しいたしました。

1項1目社会福祉総務費では7億2,959万9,570円の支出でございます。主な事業といたしましては、65ページをお願いいたします。真ん中より下でございます。後期高齢者医療事業といたしまして3億9,246万2,700円の支出でございます。

ページ飛びまして、67ページをお願いいたします。2目国民健康保険医療助成費におきましては、国民健康保険医療助成費繰出金といたしまして2億2,211万5,526円の支出でございます。

3目後期高齢者医療保険医療助成費におきましては、後期高齢者医療保険医療助成費繰出金といたしまして1億535万2,960円の支出でございます。

4目障害者福祉費では13億747万350円の支出でございます。主な事業といたしましては、めくっていただきまして、69ページ、自立支援給付事業といたしまして8億6,043万6,761円の支出でございます。

70ページをお願いいたします。5目老人福祉費におきましては、5億3,676万124円の支出でございます。主な事業といたしましては、めくっていただきまして、71ページ、敬老事業で8,739万2,176円の支出でございます。

ページめくっていただきまして、72ページ、6目介護保険料助成費におきましては、介護保険料助成費繰出金といたしまして4,287万3,000円の支出でございます。

7目いきいきセンター管理運営費におきましては、4,290万6,604円の支出でございます。主な事業といたしましては、73ページ、いきがい対策事業といたしまして1,973万3,132円の支出でございます。

次に、74ページをお願いいたします。8目福祉推進費におきましては、1億2,630万3,337円の支出でございます。主な事業といたしましては、福祉総合ステーション管理運営事業で1億142万2,141円の支出でございます。

9目住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費におきましては、1億21万1,709円の支出でございます。主な事業といたしましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業繰越明許費で5,598万4,185円の支出でございます。

次に、75ページをお願いいたします。10目住民税非課税世帯等緊急支援給付金事業費におきましては、1億6,712万6,657円の支出でございます。主な事業といたしましては、住民税非課税世帯等緊急支援給付金事業で1億6,682万4,654円の支出でございます。

2項1目児童福祉総務費におきましては、3億6,956万6,850円の支出でございます。主な事業といたしましては、77ページ、児童扶養手当事業で1億4,652万5,710円の支出ござい

ます。

2目児童措置費におきましては、13億8,480万6,170円の支出でございます。主な事業といたしましては、78ページ、子どものための教育・保育給付事業で6億9,044万3,270円の支出でございます。

3目保育所費におきましては、4億1,298万1,400円の支出でございます。主な事業といたしましては、市立保育所運営事業で1億9,194万3,604円の支出でございます。

80ページをお願いいたします。4目認定こども園費におきましては、9,326万5,342円の支出でございます。主な事業といたしましては、認定こども園運営事業で2,960万1,494円の支出でございます。

82ページをお願いいたします。5目児童館費におきましては、8,496万4,533円の支出でございます。主な事業といたしましては、児童館・学童保育所運営事業で7,364万2,594円の支出でございます。

83ページをお願いいたします。6目ひとり親家庭等福祉費では、ひとり親家庭等医療扶助事業といたしまして2,612万1,545円の支出でございます。

7目地域子育て支援センター事業費では、人件費と地域子育て支援センター運営事業を合わせまして1,444万5,162円の支出でございます。

次に、84ページをお願いいたします。8目こども・若者サポートセンター事業費におきましては、9,910万4,067円の支出でございます。主な事業といたしましては、86ページの子ども若者育成支援事業で5,291万7,363円の支出でございます。

9目子育て世帯臨時特別給付金事業費では、子育て世帯臨時特別給付金事業の現年分、繰越明許分を合わせまして964万1,850円の支出でございます。

下のページをお願いいたします。10目子育て世帯生活支援特別給付金事業費では、人件費と子育て世帯生活支援特別給付金事業を合わせまして7,502万4,104円の支出でございます。

次に、88ページをお願いいたします。3項1目国民年金事務取扱費におきましては、人件費と国民年金事務取扱事業を合わせまして1,446万3,179円の支出でございます。

89ページをお願いいたします。4項1目生活保護総務費におきましても、人件費と生活保護総務事業を合わせまして3,067万1,669円の支出でございます。

2目扶助費におきましては、生活保護費支給事業といたしまして3億6,711万269円の支出でございます。

90ページをお願いいたします。5項1目災害救助費につきましても支出はございませんでした。

続きまして、4款衛生費でございます。全体といたしまして15億8,207万5,751円の支出でございます。

1項1目保健衛生総務費では、保健衛生総務事業といたしまして8,728万9,750円の支出でございます。

91ページをお願いいたします。2目予防費におきましては、4億484万4,878円の支出でございます。主な事業といたしまして、92ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業で2

億7,320万4,539円の支出でございます。

93ページをお願いいたします。3目生活衛生費におきましては、犬の登録及び狂犬病予防注射事業といたしまして50万8,804円の支出でございます。

4目健康づくり推進事業費では、健康づくり事業といたしまして2,904万3,421円の支出でございます。

94ページをお願いいたします。5目母子保健事業費では、母子保健事業といたしまして3,885万6,376円の支出でございます。

95ページをお願いいたします。6目保健施設費におきましては1億3,613万6,535円の支出でございます。主な事業といたしましては、96ページ、新庄健康福祉センター管理事業で2,494万7,443円の支出でございます。

7目環境衛生費におきましては、5,155万4,859円の支出でございます。主な事業といたしましては、環境衛生事業で1,467万9,012円の支出でございます。

98ページをお願いいたします。8目火葬場費におきましては、火葬場管理事業といたしまして4,969万6,906円の支出でございます。

99ページをお願いいたします。9目出産・子育て応援交付金事業費におきましては、3,325万3,732円の支出でございます。

2項1目清掃総務費におきましては、2,886万6,941円の支出でございます。主な事業といたしましては、100ページ、清掃総務管理事業といたしまして217万2,346円の支出でございます。

2目塵芥処理費におきましては、6億4,756万3,988円の支出でございます。主な事業といたしましては、101ページ、可燃ごみ処理事業で3億6,102万7,176円の支出でございます。

102ページをお願いいたします。3目し尿処理費におきましては、7,218万5,045円の支出でございます。主な事業といたしましては、葛城地区清掃事務組合負担金で5,494万5,687円の支出でございます。

103ページをお願いいたします。4目地域循環型社会形成推進事業費では、リサイクルプラザ運営事業、管理事業を合わせまして227万4,516円の支出でございます。

以上で、3款民生費、4款衛生費の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明を願いましたが、まず3款民生費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 70ページになります。3款民生費、1項社会福祉費、5目老人福祉費ということなんですけれども、これは当初予算が6億1,100万円余りで、それに補正額を4,100万円余り加えてやっているわけなんですけれども、不用額が7,500万円ほど出るということで、補正予算を組んだ以上の不用額が出たということなんですけれども、補正予算の第3号で、地域密着型サービス施設等整備促進事業ですか。グループホームの開設支援というふうなことで補正もついたので、これがどういう状況になって、ほかにも不用額が出て、結局こうなったの

かもわかりませんが、そこら辺を、補正予算を丁寧に追っていけば分かることだろうと思うんですけども、説明をしていただけたらと思います。

それから、2つ目ですけれども、72ページになります。同じく、老人福祉費の中の、事業でいくと前のページからの続きになりますが、生活支援・地域支え合い事業の中のひとり暮らし高齢者配食サービス委託料ということで、何人の方が対象で、何食委託されて、委託の内容、委託金の内訳ですか、積算の内訳がどうなっているかということをお伺いいたします。

それから、3問目になりますけれども、これは費目の書き方のことについての質問で、直接決算内容には関係ないかもわかりませんが、76ページになります。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の中の、事業費でいいますと、乳幼児医療扶助事業と子ども医療扶助事業ということで、これは子ども医療費の高校生までの医療費の負担軽減ということで扶助費があるんですが、これ2つに分かれているんです。乳幼児と子どもと。奈良県のホームページを見ましても、昔は乳幼児、つまり小学校に入るまでのお子さんの医療費扶助だったのが、だんだん小学校まで、中学校まで、高校までと延びていくにしたがって、子ども医療費扶助というふうに一本化されてきているようにも思いますので、これ、2つに分けて、予算でも2つに分かれているからなんですけれども、引き続きこういうふうな2つに分けて計上されるのか。2つに分ける理由、分かりましたらお願いしたいんです。予算、決算において2つに分けることの理由が私も分かりかねますので、その点についてお願いいたします。

以上3点です。

増田委員長 介護保険課、田中課長。

田中介護保険課長 介護保険課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

一番最初のご質問です。地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金3,360万円と、施設開設準備経費等支援事業補助金755万1,000円の2つの補助金を繰越しさせていただいております。いずれも、令和4年9月補正で計上させていただきました、新設の認知症対応型共同生活介護グループホームの整備、開設準備に係る補助金です。第8期の介護保険事業計画で9人が入所できるグループホームの整備を計上しておりましたが、令和4年6月から公募を開始し、令和4年8月に事業者の決定を行いまして、整備を進めておりましたが、開発許可等に時間を要し、令和4年度内で整備見込みが立たないことが判明しましたので、令和5年度に繰越しさせていただいております。現在は、工事をしておられまして、順調に進みますと、今年度中に完成する見込みになっております。よろしくお願いいたします。

増田委員長 地域包括支援課、西川課長。

西川地域包括支援課長 地域包括支援課長、西川でございます。よろしくお願いいたします。

ひとり暮らし高齢者配食サービス委託料についてですが、こちら、実施要綱に基づきまして、対象者としましては、緊急通報装置を設置しておられる要介護者の方に対しまして、市内のボランティア団体が作られるお弁当の配食を行う事業の委託料になっております。基本的には、65歳以上で要介護者、ひとり暮らしが対象になるんですけども、同居者の方も、虚弱であれば、その方も対象にさせてもらっております。令和4年度の予算としましては、配食の予定食数が、ひと月当たり135食を予定しておりましたが、決算としまして、1回平均

約97食になっております。事業費用の内容としましては、主なところですが、やはり食材費がほとんどになっております。

以上でございます。

増田委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課の増井でございます。よろしくお願いいたします。

乳幼児医療と子ども医療についてでございます。乳幼児医療と子ども医療に分かれている理由ということですが、まず、乳幼児のスタートが、就学前の乳幼児からスタートしておりまして、その後、小・中学生、また高校生と拡大されてきております。その中で、現在では、乳幼児、就学前については現物給付方式を採用しております。小・中学生と高校生については、現在は自動償還方式をしておりまして、給付方式の違いによって乳幼児医療と子ども医療というふうに分かれております。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。まず最初に、グループホームの件につきましては、よく分かりました。繰り越したわけですが、現在では完成見込みということになっているということで、ありがとうございます。

それから、配食サービスの件ですが、これは予定した配食数より大きく下がっているのは、この年度はコロナ禍ということがあるんですけども、予定していた配食数より、135食目標が97食になったというのは、この年度特有なのか、何か理由があるのか。それについてお聞かせください。

それから、乳幼児医療扶助のことと子ども医療扶助の問題ですけど、これは金額的には、自動償還と、それから現物支給と、それで何か差があるということはないですね。要は、そこで区別をしてやっているということですね。分かりました。

そうしたら、配食サービスのほう、ひとつお願いします。

増田委員長 地域包括支援課、西川課長。

西川地域包括支援課長 配食の数の推移なんですけども、過去5年間遡りましたら、令和3年度が101食平均、令和2年度が、5か月しか実施してないんですけども、107食という感じで、令和4年、令和3年、令和2年、この辺はコロナで大体100食前後になっているんですけども、それ以前の、令和元年度は118食、平成30年度になりましては123食になっておりますので、やはりコロナの影響があるのかなと思います。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 大体100食前後ということで、分かりました。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は、74ページ、3款民生費、1項社会福祉費で、74ページの下段、9目住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費、それと、75ページの、10目住民税非課税世帯等緊急支援給付金事業費、どちらも給付金支援事業費ということで、共通の部分でお伺いさせていただくんで

すけれども、家計急変世帯を除いて住民税非課税世帯の給付というのは、プッシュ型でされるのかということ。最終的にはプッシュ型で支給されるのか。最終的に本人のチェックか何か要るのかどうか。そこら手順です。教えてください。

増田委員長 社会福祉課、山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの、令和3年度非課税世帯等臨時特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響で、長期化する方に、様々な困難に直面した方に10万円を給付する事業となっております。こちらの事務手続手順というところがございますが、まず、プッシュ型、いわゆる確認書というのを対象世帯の方に、非課税世帯の方に送らせていただいております。そこで1つチェックが入るのが、振込口座を記載していただいて、それを返信していただくと。そういう作業がありまして、それに基づいてこちらのほうで振込させていただくという事務手続で進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 最終的に振込支給要件確認書というのが送付されて、あくまでも、その確認書に本人が、世帯主の方が、要綱を見てチェックして行政側に送り返すということなんですか。この中で辞退される方とか、そして行政側が辞退とみなす人も、例えば支給要件確認書がここに送付されなかったら、それは辞退とみなすんですか。そういう方というのはどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

増田委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 ただいまの質問でございます。辞退というところなんですけれども、1つには、やはりもう結構ですというような形で、確認書、返信のところに、チェックの欄で、必要ないというふうなところで記載された方もいらっしゃいます。あとは、こちらのほうでも、勧奨通知2回とあと放送等を入れさせていただいておりますけれども、何もこちらのほうに反応がないといいますか、書類も送られてこないという方が、結局自ら辞退されたというような形になるかというふうに思っております。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 辞退される方、そして、こちらにも返信がないので辞退とみなす方がいらっしゃる。最終的に、支給される支給要件確認書、あくまでも世帯主がチェックを入れるということで、私もある方から写しをいただいたんですけど、いろいろチェックを入れる項目は少ないんですけども、非常にややこしいというか、特に高齢者のおひとり暮らしとか、そして、認知症を患っておられる方なんかは、なかなか本人でチェックを入れてここに返信するということは、かなりハードルが高い部分があるのと違うかと思うんです。やはりそういう部分の配慮を、相談窓口とか、原則本人が記入ということやけども、そこら辺の配慮をするべきではないかと思うんですけども、何かそういうことは考えておられますか。

増田委員長 3回目です。

松林委員 ぜひとも、そういう形で配慮をよろしくお願い申し上げます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 お願いします。79ページの3款2項3目市立保育所運営事業の中の12節委託料の英語体験保育委託料と、それから81ページの3款2項4目の、こちらは認定こども園運営事業の中の12節委託料の英語教育講師派遣委託料54万2,000円の件で、同じ質問でお願いいたします。これの頻度です。週に1回とか週に2回とかの頻度と、年間の回数と、それから簡単な内容と、どこに委託されているのかというのをお聞きしたいです。

増田委員長 予算の段階でそういう説明はあったかと思うんですけども、答えていただけますか。

こども未来課、西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川です。お願いいたします。

今ご質問いただきました、市立保育所運営事業、委託料の中の英語体験保育委託料についてのご質問でございます。内容につきましては、4歳児、5歳児を対象に年24回、月2回程度、時間にして約30分程度の授業内容となっております。派遣された講師先生と一緒に英語で会話をしたり、歌を歌ったり、そのような形で授業を進めていただいております。委託先につきましては、インタラックという会社、片仮名でございます。というところで委託させていただいております。

続きまして、認定こども園の中の、同じ質問をいただいていたと思いますが、中身は同様でございます。よろしくお願いいたします。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。小さいときから英語に触れるということは、子どもたちは耳がとてもいいので、8歳までは聞いたままを発音することができると言われていたので、とても大事な機会になると思うんですけども、委託先から派遣されてこられている講師の方というのはどういう方でしょうか。

増田委員長 西川課長。

西川こども未来課長 来ていただく講師の先生は、ネイティブの先生をお願いしております。日本人ではない、外国人の先生です。よろしいでしょうか。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 やっぱり耳がいいので、ネイティブ英語を聞かせるのが重要だと思います。ありがとうございました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 お願いします。まず1つ、77ページ、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費の特別保育事業、こども未来課の負担金及び交付金のところの、保育士等処遇改善臨時特例補助金です。私立保育園の保育士の収入を3%アップするということなんですけども、これによって、離職の見込みがある方を雇い止めするよなという話もあったかと思うんですけども、効果があって、ちゃんと残っていただいたのかどうか。この話が全く違う話であればも

う結構ですけど。それともう1点が、79ページ、3目保育所費の中の12節委託料の医療的ケア児受入ガイドライン策定委託料、今期、策定の委託料ということで、新規で来たやつですけども、予算のときにたしか、お二人の方が利用予定ということで見込まれるということだったんですけども、これ、まだ実際に受入れまで至ってないんですけども、その方々は、一応これを策定することによって、来年度から受入れ可能となるのでしょうか。この2点、お願いします。

増田委員長 こども未来課、西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、最初にご質問いただきました、保育士等処遇改善臨時特例補助金でございます。こちらのほうは、保育所を対象に、先ほどおっしゃっていただいたように、賃上げ効果が継続される取組として、年収を約3%、金額にして月額で約9,000円でございますが、引き上げるための措置を行う経費として見込ませていただいたものでございます。こちらのほうは、はじめ保育園、華表保育園、浄正院保育園、小規模保育所2園等にお配りさせていただいております。実際にこの経費によりましてどれだけの方が残っていただいたかというような、しっかりとした数字の報告はいただいているんですけども、各園のほうからは、こちらの補助金を支給することにより、今まで以上の保育士の定着につながるというような声をいただいておりますので、結果的にこの補助金には効果があったというふうに考えております。

続きまして、医療的ケア児受入ガイドライン策定委託料につきましてでございます。今現在ですが、来年度、入所を希望されておられる方は1名、お聞きしております、その1名の方につきましても、つくらせていただいたガイドラインに基づきまして、今のところ、入所の準備を進める方向で動いておるところでございます。

以上です。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 保育士の処遇改善の効果が、ないと駄目なんですけど、一応あったということで、これはよかったですと思います。医療的ケア児のところは、これは、1つの決め事が全ての対象の方に当てはまるとは限らないので、大枠だけだと思うんですけども、実際入所されたら、多分、その子に合ったケアが必要になってくると思います。その辺のまた運用は考えていただいているということだったので、柔軟にまた対応をお願いしたいと思います。今のところは、1名だけになったということですね。

西川こども未来課長 はい。

奥本委員 分かりました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 昼からもよろしくお願ひいたします。

今、奥本委員のところと一瞬かぶるんですけど、77ページの今の保育士等処遇改善臨時特例補助金、これは、大体何名ぐらいの方なのかというのが、対象の方。その上の、保育補助者雇上強化事業補助金というの、併せて。これどこかで説明聞いたかどうかあんまり覚え

てないんですけど、今、いろいろ調べていてもあんまりよく分からなくて、その辺の対象の人数と、どういったものなのか。それは、簡単でいいので、説明願いたいです。

もう一つが、報告書のほうで言わせてもらおうと、38ページ、子ども若者育成支援事業全般のことでお聞きしたいんですけども、成果表というか、ニート・ひきこもり相談とか、教育相談とか、家庭児童相談とかいろいろあるんですけども、どういった年齢の方が多くて、どういった内容、ニート・ひきこもり相談だとニート・ひきこもりの相談やと思うんですけども、1年間どういった対応をされていたのかと、横のページの、AI相談システム運用というのも、同じような質問になるんですけども、登録者数が1,100人で利用者数が442人で、対応件数が7,000件以上ということになっているんですけども、細かくは聞けないと思うんですけども、どういった内容の相談があったのかというのが、簡単でいいので教えていただきたいです。

増田委員長 こども未来課、西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしく願いたします。

まず1つ目、ご質問いただきました、保育士等処遇改善臨時特例補助金の各園の人数をお聞きいただいていたと思います。まず最初に、はじめ保育園で29名、華表保育園で55名、浄正院保育園で40名、小規模保育所になりますが、新庄せいかナーサリーで7名でございます。

2点目のご質問でございます。保育補助者雇上強化事業補助金の内容についてでございますが、こちらは保育所等における保育士の業務負担を軽減するために、保育士の方の仕事量にならないよう、人を雇い上げることによって離職防止を図ろうというものを目的として、事業者に対して補助するものでございます。こちらは、2か所の保育園に補助させていただきました。内容ではございますが、はじめ保育園は1名の方を雇い上げられました。また、華表保育園につきましては5名の方を雇い上げられました。こちらの6名に係る経費565万6,000円を支出させていただきました。よろしく願いたします。

増田委員長 こども・若者サポートセンター、川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。ただいまの杉本委員のご質問にお答えさせていただきます。

成果報告書に上げさせていただいております相談の区分ですけども、まず、家庭児童相談につきましては、こども・若者サポートセンター内に家庭児童相談室を併設しておりますので、そちらの家庭相談員がメインで相談に当たったものとなっております。その内訳としまして、しつけでありますとか、あるいは子育て、虐待等の養護相談が72%、子育てに関する育成相談が11.7%となっております。教育相談につきましては、小学校、中学校等の学齢期に当たるお子さんとその保護者の相談ということになっております。こちらの内訳につきましても、不登校等についてが25.6%、親子関係等、家庭生活等についてが15.6%、発達障がい等についてが10.68%となっております。一番下の、ニート・ひきこもり相談と書かせていただいているんですけども、こちらにつきましては、学齢期が終わった後の若者相談という位置づけで対応をしております。こちらにつきましては、令和4年度中は、ニート・ひきこもり等の相談が49.3%、家庭生活等についてが34.7%、就労相談が6.2%となっております。

すが、どちらの相談につきましても、1つの項目に絞り切るところがなかなか難しくございますので、主にメインに当たるところでカウントをさせていただいております。

A Iの相談についてですが、A Iにつきましても、昨年度の5月16日より本格運用を始めさせていただいております。A Iを活用して子どもの見守りに取り組みまして、対面相談につなげるためのシステムとして、教育委員会、学校に全面的な協力をいただきながら運用をしております。2つのシステムで、今日のスタートにつきましては、毎朝、子どもがその日の気持ちを5つの顔から選んで記録をしております。こちらにつきましては、文字入力が必要ありませんので、小学校、中学校の全てのタブレット、PC端末に入れております。特にこちらにつきましても、夏休み前に、ある小学校の先生から、夏休み中の子どもの生活が不安な子がいるんだという相談がありまして、夏休み中も、ぜひその子に今日のスタートをやってもらってくださいと。それで、例えば3日続けて暗い顔が続いたら、学校の先生がきちっと連絡くれるからねという形で対応していただきましたら、その担任の先生も、大変熱心な先生で、ぜひそうさせていただきますということで、長期休暇中でも子どもと切れない関係というのをつくっていただけたというふうに思っております。

さらに、蓮花のA I相談室につきましては、3つの機能を持たせておまして、1つ目、心のあしあととは、週1回、学校で協力いただきまして、子どもたちが日記を打ち込みまして、A Iが分析をして、子どもたちを見守る取組をしております。2つ目の、蓮花のSNS相談室では、子どもが匿名で相談できるようになっております。3つ目はアンケートで、これらに関しましては文字入力が必要ですので、中学生の端末に入れてあります。特に教育委員会、学校で毎週金曜日の終礼時に、ハートアワーと題して、心のあしあとを入力する時間と、落ち着いた環境を設定させていただいております。そのおかげで、金曜日のSNS相談が、ほかの曜日と比較して多くなっていることがございます。実際に1,131人の子どもに入れさせていただきますまして、その内容につきまして、学校のこと、友達のこと、家族のこと、自分のことと4項目から子どもが選ぶようになっているんですけども、子どもが選んだのは、自分のことというのが51%と多く、思春期前期の子どもの特徴が表れているというふうに考えております。

A I相談システムの目的は、この相談システムで相談を完結するのではなく、周りの大人につなぐためのものとして運用して、子どもの見守りを強化するために活用しているところです。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 最初の、保育の補助者とか処遇改善とかというのは、すごくいいと思うんです。僕らも提案をずっとして、やっていただいたことなんですけども、ずっと続けるのかなど。これ、今、補助の方とか雇われたお金を補助して、来年からなくなったら、また保育所の負担になるのかなという心配があった。これ、いつまでやるとかというのは決まってない感じですか。ずっとやられたら、僕らとしてもありがたいんですけど、保育士の働き方改革にもなると思うので、その辺がお聞きしたいのと、あと、こども・若者サポートセンターのいろいろお話、

今、聞かせていただきましたけども、ひきこもりであったりとか、不登校の生徒とかという方に対して、今、葛城市ではI r o o mを学校でやっていただいているじゃないですか。こども・若者サポートセンターとしては、受け口はここでやって、今まではここで対応していたと思うんですけども、更にそこから今、上がって、I r o o mというものができて、連携がこども・若者サポートセンターの方々と教育の方々がうまくできてきているのかというのが、ここは窓口でいいんですけども、そういった連携がこれからどういうふうにされるのかというのをお聞きしたいのと、蓮花のA I相談室は、内容は分かったんですけども、登録者数が1,131人の意味が分からないんです。子どもたち全員入っているはずやのんと思っ
ていて、使う、使わんは別としても、登録はみんなしてるんじゃないのと思っちゃったんです。ということは、使ってへん子が、葛城市は小学校だけでも2,000人ぐらいいてるもんね。そうすると、人数が合わへんような気がするので、その辺、お答え願えますか。

増田委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川です。よろしく願いいたします。

今、ご質問いただきました2つの補助金です。保育士等処遇改善臨時特例補助金、もう一つ、保育補助者雇上強化事業補助金でございますが、この2つにつきましては、令和4年度中の補助事業としてさせていただきました。今年度ではございますが、それに代わる事業といたしまして、今年度、来年度、民間保育所の保育士に対しまして、月2万円の上乗せの補助金をしておるところでございます。

以上です。

増田委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎です。よろしく願いいたします。ただいまの杉本委員のご質問にお答えいたします。

まず、I r o o m等を通して、学校、教育委員会との連携についてなんですけども、教育委員会に主導していただきまして、学校でも教育相談担当を決めていただいております。その方と、こども・若者サポートセンターでも、その学校に巡回相談に入っている者で主担当を決めまして、そちらの窓口をきちっと特定しました上で、学校としっかり連携がとれるように考えております。こども・若者サポートセンターは、常々、単独で存在できる部署ではないというところを考えておりまして、学齢期においては、学校、教育委員会との連携ということを第一に考えながら対応している次第です。

A I相談の登録者数の件なんですけども、蓮花のA I相談室につきましては、文字入力が必要ですので、中学校の生徒を登録させていただいております。今日のスタートにつきましては、小学校、中学校の両方の児童・生徒を登録させていただいているんですが、成果報告書に上げさせていただきました蓮花のA I相談室につきましては、SNS相談で対応した数を上げさせていただいておりますので、中学校の生徒数で登録している数を上げさせていただいている次第です。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 保育の補助のやつは、来年以降はまだ未定ということによろしいですか。どれぐらいの期間、そんな先々のことは言えへんとは思いますが、ぽんとなくなったら、せっかくやっていたらいいのになというのがある。答えられなかったらいいですけども、できるだけやっていただきたいという要望しか言えないと思うんですけども、よろしく願いしておきます。

I r o o mとの連携、今おっしゃるとおりで、しっかりとした連携というのが必要。逆に言うたら、受皿も、先もあるので、しっかりやっていただきたいという強い希望があって、それもうほんま、他市と比べても、葛城市は一步進んだことだと思うので、いい結果が出るようによろしく願いしておきます。

A Iの相談は、僕、勘違いというか、これには1,100人と書いてあるからそう思っちゃったんですけど、僕が思っているとおり、小学校の子どもはみんな使っているけれども、相談をしたのがここに載っている数という認識でいいんですね。分かりました。

(発言する者あり)

杉本委員 違いますか。小学生も一応使っているんですよ。使っていない。

(「今日のスタートは使っています」の声あり)

杉本委員 そうですよ。相談は使っていないでしょう。それやったら意味は分かるんです。分かりました。これも引き続き、なかなか大変やと思うんですけども、これもうまいこと使っていたくことによって、声なき声を拾い上げていってほしいというのが僕前から言っていることなので、大多数の個人的な悩みとかもすごく聞いていただきたいんですけども、どこにも言われへん声なき声を拾い上げるシステムというのをできるだけつくり上げていただきたいので、少しでも頑張っていたきたいと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は2点、お伺いさせていただきます。

まず第1点目、86ページ、3款民生費、2項児童福祉費、9目子育て世帯臨時特別給付金事業、これは成果報告書では38ページです。ここにつきましては、巡回相談という、ここを見ると就学相談とありますけれども、具体的にはどのような相談活動を行っているのか。相談員が各学校を回って、巡回をして、そこに一緒に保護者も生徒も来て、相談を受けているのかどうかということをお聞きします。

それと、もう一つは、89ページ、民生費、4款生活保護費、費目は扶助費、生活保護費支給事業ということで、一番下の生業扶助費、これはどういう内訳か教えていただきたいと思えます。

増田委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。ただいまの松林委員のご質問にお答えいたします。

成果報告書の巡回相談・就学相談のことについてお尋ねいただいたかと思うんですけども、

こちらにつきましては、こども・若者サポートセンターの臨床心理士の巡回相談員が、保育所、幼稚園、小学校、中学校、規模に応じまして、月2回から3回、巡回をさせていただいております。巡回相談の中で、まず、就学、教育支援委員会自体は教育委員会の事業でございますが、そちらに係りますための、例えば、発達検査でありますとか知能検査等は、こども・若者サポートセンターでとらせていただいております。そちらを基にしまして、子どもの様子を実際に、保育園、保育所、小学校、中学校等で観察しながら、学校の先生、保育士あるいは保護者の方と面談をしながら、適切な就学につなげるように相談のほうを対応しております。

以上です。

増田委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしく願いいたします。

ただいまの生業扶助費につきましては、困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して、仕事を始めるために必要な費用の部分となっております。こちら、令和4年度末時点では、4名の方が対象となっているというところでございます。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 まず、子育て世帯臨時特別給付金事業につきましては、38ページの成果報告書を見ますと、巡回相談・就学相談につきましては、令和3年度に比べて、相談件数、令和4年度は、保育所は2,899件、幼稚園は1,443件、小学校は1,510件、中学校は418件と大幅に増えている。令和3年度に比べて、相談件数というか、これが大幅に増えている理由をお聞かせください。

そして、生業扶助費につきましては、僕が調べたところですけども、間違っていたら間違っていたとおっしゃっていただきたいですけども、社会復帰に伴う就職のための支援を出すという、それと、もう一つ、高校に通うために必要な学費を生活保護、この2種類があると認識しているんですけども、令和3年度は、延べ支給人員数が11人で22万円ほど、令和4年度は36人で48万円ほどになっています。この増えた理由、令和4年度が倍以上に増えた理由、内訳を教えてくださいたいと思います。

増田委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。ただいまの松林委員のご質問にお答えいたします。

巡回相談につきましては、各校園所からの要望も多うございまして、まず、令和2年度に巡回する数を増やしました。その段階でも大幅に増えたんですけども、それ以降、特に今ご指摘いただきました、令和3年度、令和4年度につきましては、丁寧な相談というのを心がけるように巡回相談員にお願いしまして、例えば1人の子どもを観察しましても、観察だけではなくて、観察した内容を保育所、幼稚園、小学校、中学校の保育士や学校の先生方と、心理士の視点からのアドバイス、助言を必ず伝えるようにということと、あと、その内容につきましては、可能な限り保護者と共有する。保育所や幼稚園、小学校等に保護者の方に来ていただいて、その内容について必ず共有する。先ほどご指摘いただきました就学相談等に

については、必ず保育士だけではなくて、保護者の方と共有するという事で、1人のお子さんに対応するにしましても、関わっている大人、皆さん方と情報を共有するために、相談件数というのが増えてきている。丁寧な相談ということを中心に心がけるようにしていった結果だと考えております。

以上です。

増田委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いします。

先ほどの委員の質問でございます。おっしゃられるとおり、高校就学の部分の費用というところでも、該当してくる費用となっております。全体の部分が上がったというところなんですけども、こちらにつきましては、個々の事情とございますか、特に、全体としての要因ということではなく、個々の事象の中で、この部分の費用が上がったというところでご理解いただきましたらと思います。よろしくお願いいたします。

増田委員長 松林委員。

松林委員 巡回相談につきましては、丁寧な相談を心がけていると必然的に回数も多くなるということで、年々、巡回相談数、就学相談が増えている、ニーズが増えているということで理解しました。引き続きよろしくお願いいたします。

そして、生業扶助費につきましては、これは社会復帰のために頑張っておられる方が増えた、このように理解してよろしいですね。このように理解しました。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川副委員長。

西川副委員長 1件だけです。80ページ、3款民生費、2項児童福祉費、3目保育所費、市立保育所管理事業です。17節の備品購入費で、報告書の36ページには大型遊具の設置となっているんですけども、当初予算のほうでは、僕、見当たらず、補正で上がっていたのかどうかというの見落とししているかもしれないんですけど、まず、どんなものをどこにつけられたか。当初のところに、僕、見落とししていたのか分からないんですけど、上がっていましたか。どこにつけられたか。

増田委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

今、ご質問いただきました、保育所の管理事業の中にごございます備品購入費でございます。こちらは、委員おっしゃっていただいているように、年度当初では計上しておりませんで、年度途中の補正予算で計上させていただいたものでございます。内容でございますが、各保育所3園、公立保育所でございますが、動物のベンチや汽車型の遊具、昆虫の腰かけ等を3園に設置させていただきました。よろしくお願いいたします。

増田委員長 西川副委員長。

西川副委員長 僕、補正で上がっていて、覚えてないんですけど、これ、いつ上がりましたか。もし、予算のときにそういう話があんねやったら、僕、気になっているのは、大型遊具をどこにつ

けられたか。例えば、今度、磐城第1保育所に何かつけられたとかやったら、新しくやったのに、また来年度、もしかしたら、移行しますやんか。そのときに、もったいないのと違うかなという、その辺どう考えているのかという質問をしようと思っています。分かりますか。

増田委員長 中井部長。

中井こども未来創造部長 こども未来創造部、中井でございます。お願いいたします。

こちらのほうは、昨年度中に、まず、市内保育所の遊具使用の環境改善ということで、老朽化しました、危険性の高い遊具を削除しておりまして、その後に、各園で子どもにとって必要なものの遊具を備えたものでございます。先ほど言っていただきました、磐城第1保育所におきましても、その後の移転はもうその時点で決定しておりましたので、移転のしやすいといえますか、置いておいてすぐ移転ができるようなものを先生は選んでおりまして、また、行く行くは、認定こども園にそちらを持っていけたらと思っております。お願いいたします。

増田委員長 西川副委員長。

西川副委員長 分かりました。補正でもうきっちりと上げてきていただいた。僕、それが見つけられなかったので申し訳なかったです。ほんで、磐城第1保育所、そっちについては、そういう配慮もしていただいているということで、分かりました。了解いたしました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 1点だけ確認します。66ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、社会福祉総務事業、社会福祉課の12節委託料です。社会福祉法人監査業務委託料なんですけども、予算114万4,000円に対して17万6,000円執行になっております。これ、以前、市内8か所の法人に対する監査の費用だというふうに聞いたんですけども、監査やから絶対に執行されてないとおかしいと思うんですけど、それがなぜ減っているのか。8か所というのは、具体的に、どこどこかというのを教えてください。

増田委員長 社会福祉課、山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの社会福祉法人監査業務委託料というところでございます。こちらについては、監査事務自体が、県と一緒に合同で法人に行かせていただくということで、まず、年度当初に、県のほうからそういうスケジュールが上がってくる部分に合わせて、させていただくというようなところの部分でございます。ただ、こちらの法人監査につきましては、コロナの影響で、令和2年度、令和3年度が実施されてなかった形なんです。令和4年度につきましても、コロナの影響があったんですけども、年度末ぐらいに1件、実施するということになりまして、今年度、久しぶりに法人監査が実施されたというところでございます。今後は、恐らくコロナも収まりましたので、通常の形での法人監査を実施するというようなところになってくるかと思っております。

それと法人なんですけども、8か所ございまして、まず、市内の法人ですが、まず、葛城市社会福祉協議会、そして、ふれあいの会、当麻園、藤華会、これは華表保育園です。あ

と、しうん会、こちらは浄正院保育園、松雪福祉会、陽幸会、晴幸福社会、その8か所となっております。

以上でございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 了解いたしました。これはどこかに委託しているというよりも、県と一緒に合同で、こちらでやっているということだったんですね。福祉法人というか、また私の解釈が間違っ…。要するに、一般的な社会福祉法人で、保育園とかそういうところも含まれるということですね。コロナで立ち入りできないということは、この監査というのは、言ってみれば、運営のところのチェックという意味でよろしいんですね。書類の監査というのはコロナでもあんまり関係ないので、そういうふうに捉えたので、それで間違いはないかだけ、最後、お願いします。

増田委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 費用として上がっておりますのは、運営の調査もするんですけども、会計監査の実施の部分で専門的な知識を要しますので、この部分は委託というところでさせていただいているというようなところでございます。

以上でございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 会計監査であれば、コロナといえども、間が空くのはまずいのではないかと思うんですけど、その辺り、県が一応それで進めていらっしゃるということなんですけど、また、しっかりやっけていただいていると思いますので、今後ともよろしくお願いします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 申し訳ないんですけど、後へ戻るようなんですけど、松林委員の関連になるんですけど、子ども若者育成支援事業のところですよ。86ページ、成果報告書のところでお聞きします。巡回・相談・就学相談のことで詳しくお聞かせ願いましたけれども、1つは、臨床心理士の方が巡回相談ということで行っておられるようですが、相談の中には、社会福祉的な、生活基盤に関わるような相談もあるのかどうか。それがあつ場合、どこかへつないでいるのかどうか。このことについて1つお聞きします。

それから2つ目は、ニート、特に社会人になつて以降、いろいろな事情で引きこもられる方もいらつしゃいますが、これ、調査として、葛城市内にどの程度の方がおられるという調査があるのかどうか。把握されているのかどうか。非常に困難だろうと思うんですけども、どういふ実態になつているのか。まずは把握からだろうと思うんですけども、どういふ状況になつているのかについてお伺いします。

増田委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。ただいまの谷原委員のご質問にお答えいたします。

まず、巡回相談につきましては、臨床心理士が各校園所を担当して回らせていただい

るんですが、当然、委員おっしゃいますように、子どもの特性だけではなくて、家庭環境にありますとか、あるいは生活基盤に関わるような内容というのも、保護者からかかることもありましたら、あるいは幼稚園、保育所、小学校、中学校からかかることもございます。その際には、当然、センターに持ち帰りまして、センターにも社会福祉士がおりますので、常々、臨床心理士にも、個人のケースというのはないんだよと。関わるケースは全てセンターのケースなんだよというところでのお話は通しておりますので、ただ、巡回相談だけで対応できないものに関しましては、センターに持ち帰って、センターで多職種で検討して、その結果をまた、その子どもあるいは保護者のほうに持ち帰るといった形をつくっております。

2点目につきまして、ニートの調査についてですけれども、奈良県の中で葛城市は、過去に1度、ニート、ひきこもりの調査をしたことがございますが、それも時間がたっているんですけれども、奈良県下で奈良県が調査されて、その後、葛城市でニート、ひきこもりに関しての標本調査、アンケートを通しての調査をとったことがございますが、それ以来、この十数年、センターができてからは、具体的な調査というのは存在しておりません。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。1つは、巡回相談の中で、生活基盤、生活環境に関わることについては、持ち帰って社会福祉士等につないで解決に当たるということで、ありがとうございます。学校の先生方にとっては、大変ありがたい、いろんな負担を減らして、それこそ、子どもたちに向き合うという点では、非常に大きな支えになると思いますので、個々のお子さんのことにもそうですけれども、学校全体の教育環境のためにもいいことだなと思いました。丁寧な対応でありがとうございます。

それから、ニートの問題なんですけれども、災害の問題で時々浮上します。近所の方はある程度分かるんですけど、それで結局救えないこともあります。だから、どこかで何らかの形での対応が要るのかなというふうに思いますので、これはこども・若者サポートセンターだけの問題ではないと思いますけれども、大きな課題かなと思っております。それぐらいにとどめておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 そうしたら、保育関係の職員の人数等、あるいは保育士の確保のことについてまとめて伺いしたいと思います。1つは、78ページです。3款民生費、2項児童福祉費、3目保育所費です。ここの人件費のところ、先ほど、これは人事課の配当になっていましたので、午前中に聞いたんですけれども、当初44人の予算で組んでおります。ところが実際、先ほど聞きますと、実際に予算執行できたのが37人だったかな。33人ですか。何か、かなり低かったですね。それで、必要数を44人というふうに予算計上して、実際そういうことだということは、1つは、辞める方もおられたのか。あるいは採用された方もおられたかもわかりません。あるいは、そもそも、最初から人数が少なかったということもあるのかもわからないので、この実態がどうなのかということをお聞きしたいんです。

それから、79ページです。この間、保育士を確保するというので、同じ保育所費の中ですけれども、12節の委託料です。保育士派遣業務委託料1,026万8,476円とありますけれども、これも当初予算はかなり大きな予算を組んでおられたんです。5,300万円余り、組んでおられました。これも5分の1という結果になっているんです。どの程度、当初の見込みから、予算では多分これだけ欲しいというふうに計上されたと思うんですけれども、実態としての程度の実績になったのか、お願いいたします。

それから、80ページ、これは同じ款項の4目認定こども園費になります。ここでも人件費等も含めて上がっておりますけれども、当初予算と比べて、補正予算で減額した上で更に不用額が出ているということで、ここも使途という点でどうなのかという懸念がありますので、認定こども園における当初の人員配置の予定と、現状どうなっているのか、お聞かせください。

増田委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いたします。

まず最初に、保育所におきます人件費でございます。先ほどおっしゃっていただきました、年度当初の44名につきましては、年度当初、予算要求するに当たり、人事課のほうで配当いただいている人数になりますが、実際のところ、年度途中の動き等は我々が把握しておりますので、分かる範囲でご説明させていただきたいと思っております。まず、令和4年度の当初におきまして、職員数は40名おりました。途中でございまして、令和4年度中、年度途中で3人の退職がございました。年度末になります、今年の3月31日現在では、年度末をもって、1名の方が退職され、1名の方が磐城認定こども園のほうに異動となっております。その後、今年の4月1日では、新規採用職員として4名の方が、また、幼稚園のほうから人事異動として1名の方が来られまして、プラス5名。最終的に、令和5年4月1日では40名となっております。

それから続いて、保育士の派遣でございます。中の実績をまず申し上げますと、令和4年度中における派遣契約人数は5名となりまして、磐城第2保育所に4名の方が、磐城認定こども園に1名の方を配置することができました。全て年度当初からというわけではございませんので、4月、6月、12月、1月、2月というふうに分かれておりますが、採用の内容はそうようになっております。

年度当初、どれぐらいの人数を見ておったかでございますが、年度当初は、調べて後ほどご連絡させていただきます。

認定こども園につきましてでございます。認定こども園でございますが、年度末で9名となっております。よろしくお願いたします。

谷原委員 年度当初は。

西川こども未来課長 失礼しました。今年の年度当初でございますが、年度当初も9名でございます。よろしくお願いたします。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 まず最初に、保育所のほうの職員の方ですけれども、これ、前も繰り返して出てくるんです

けど、退職者がよく出ているということで、退職理由、それぞれだと思わんだけれども、実際どういうことが傾向としてあるのかということをお聞きしたいと思います。40名のうち、結局4名ということなれば、1割の方が退職されるということになりますので、理由が分かりましたら、お願いします。その対策、この間ずっと、処遇改善とか、働く環境改善とか、非常によくやっていただいたんですけれども、なおかつ、まだこういう形で出ているということについて、対応とかどう考えておられるか、お聞きします。

それから、派遣の関係ですけれども、当初、予算審査のときには13人だったのかな。何か13人で計上が、計算してあったと思います。それが5名ということで、これも非常に、派遣であっても、現況厳しいのかなということを感じるんですけど、そこら辺、実際、新規にこういう事業をやったわけですけど、派遣に依頼するという、やられて実際どんなものなのか。そこら辺の評価をどうされているのか、聞かせていただきたいと思います。

認定こども園については了解いたしました。2点、お願いします。

増田委員長 中井部長。

中井こども未来創造部長 こども未来創造部、中井でございます。お願いいたします。

まず、退職者のお話でございますけれども、退職理由につきましては、それぞれ個々の問題があるかと思っておりますので、こちらのほうで受け取っていますのは、自己都合ということで受けておりますので、よろしくお願いたします。もちろん、職場の環境改善はどうかということにつきましては、私ども、こども未来課といたしましても、先生皆さんに面談も行いまして、もちろん、当時は主任ですけど、主任保育士も、それとは別に面談も常に行いながら、個々の職員、会計年度任用職員、全ての職員に対しては、それぞれの事情を聞きながら進めているつもりではおりますので、今後も、もちろん今年も、面談も行いますし、認定こども園につきましては、もう既に行っており、いろいろな要望も聞いておりますので、少しでも、保育士の先生たちの環境が整うように、職員の配置であったりとかは進めてまいりたいと思っております。

もう一つが、委託のほうですけれども、こちらは去年から始まりました。当初は、1社、1つの会社だけの契約であったんですけれども、やはりそれではなかなか人数が集まらないということのご指摘もあり、ご意見も伺いまして、それもありまして、次に、また数社の会社への委託も行うことができまして、今年度は、5社の契約はできております。ただ、会社をそれだけしているんですけれども、やはり、先ほど言っていましたように、保育士の状況は難しいようでして、かなう方がいれば、もちろんこちらにお声かけをいただくようにはなっているんですけれども、現状、今のような状態となっておりますが、もし、この委託をしなければ、さしずめ、この5名、6名の方を私どもの力でなかなか採用できなかったところがございますので、成果はあったかなと思っております。お願いいたします。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 社会的な環境で保育士が大変確保できにくい中でいろいろと工夫されているということは感謝申し上げます。ただ、私は、公立保育所のことでありますけれども、私も一般質問で言わせていただいて、市長も、若干改善していただいた、所長の問題です。やっぱり現場に常

にベテランの保育士で管理職の方がサポートするという体制をぜひつくっていただきたいと。それはキャリア形成におきましても、若い保育士が、ベテラン保育士、保育所長なんかに憧れて頑張るといことだであるわけですし、身近にそういう鏡になるような方がいるといことは、本当に心強いことだと思います。副所長制ということでやっていただいていますけれども、ぜひ、所長を中から引き上げていく、キャリア形成が見えるような改善を引き続きお願いしたいと思います。

以上です。

増田委員長 西川課長。

西川子ども未来課長 子ども未来課、西川でございます。

先ほど、当初の人数、また後ほどと申し上げましたけど、手元にございました。先ほどおっしゃっていただいていたとおり、年度当初は13名を想定して予算計上しております。申し訳ございません。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、3款民生費に関する質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行いますので、暫時休憩をいたします。

なお、再開につきましては15時30分をお願い申し上げます。

休 憩 午後3時19分

再 開 午後3時30分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4款衛生費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私は2点ありまして、96ページの4款衛生費、1項保健衛生費の6目保健施設費、新庄福祉センター管理事業の保守点検業務です。成果報告書では45ページになるんですけども、これが、読む限りでは、保守点検業務の内容は毎年同じと思うんですけども、令和3年度より56万円ほど安い理由、そして、下にある空調設備等賃借料が令和3年度より480万円ほど高くなっている理由です。

それと、もう一つお聞きしたいのが、98ページの4款衛生費、1項保健衛生費の7目環境衛生費、ここで、右端に行きますと、地域環境対策支援事業の事業内容についてお聞かせください。

増田委員長 健康増進課、松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課、松本です。よろしく申し上げます。

1つ目のご質問です。設備等保守点検委託料ですけども、この業務の中には7つの業務が入っております。1つは、特殊建築物等定期調査報告業務委託です。2つ目、消防用設備点検委託業務、3つ目、電気保安管理業務委託、4つ目、自動ドア保守点検委託業務、5つ目、定期管理業務委託、6つ目、月例点検業務委託、7つ目、エレベーター点検業務委託と

なっております。

2つ目のご質問です。空調設備等賃借料です。

松林委員 令和3年度よりも56万円ほど安くなっている理由です。令和3年度と比較しての話です。

保守点検が。空調が480万円ほど高くなっている理由です。

松本健康増進課長 安くなっている理由ですけれども、この7つの業務のうちの定期管理業務委託というのがありまして、新庄健康福祉センターの清掃点検や受水槽の点検管理、定期管理業務なんですけれども、空調設備を変えたことにより、吸気式冷温水機の保守点検、空調の切替えの業務が要らなくなった分、安くなっております。

2つ目ですけれども、空調の賃借料です。596万6,400円は、今、毎月、税込み49万7,200円、1か月かかっておりまして、その12か月分の計算となっております。これも令和4年1月から令和14年の10年間の賃貸借契約を結んでおりまして、これまで、空調機器の入替えをしたことによって下がっております。

増田委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 ただいまの、空調設備等賃借料が上がっているということなんです、新庄健康福祉センターのほう、空調設備、全面的に大規模の改修を行っております。一昨年ですね、令和3年度に実施しまして、令和4年1月20日から、今現在の空調に切り替わっております。そのことによりまして、先ほどの保守のほうは安くなっているんですが、令和3年度のときの金額といいますのは、1月、2月、3月の分だけを賃借料として上げておりましたので、令和4年度からは12か月分という形になります。この分につきましては、令和14年1月19日までの長期継続契約という形をとらせていただいているところでございます。

以上でございます。

増田委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課、西川でございます。よろしくお願いたします。

地域環境対策支援事業でございますが、令和4年度は、需用費と工事請負費で執行させていただいております。需用費につきましては、啓発用の看板、不法投棄の防止であったり、ポイ捨て禁止等の看板等の購入、また、毎月開催しております、おもちゃ病院であったり、小学校4年生を対象にした環境教育等の需用費で執行をさせていただいております。工事請負費につきましては、奈良県の地域環境対策支援事業補助金を活用して、市内の不法投棄が多発しておりました南阪奈道路側道沿いに不法投棄防止看板4か所を設置させていただいております。

以上でございます。

増田委員長 松林委員。

松林委員 新庄健康福祉センター管理事業の保守点検業務、そして空調設備等賃借料、ここ全ては、空調設備を新たに变えたことで保守点検業務は少なくなったけども、空調代が12か月分加算されたということで、こういう現象が起こっているということを理解しました。

あと、地域環境対策支援事業費、令和3年度事業費では33万円程度やったけども、令和4年度につきましては192万円、下にあります工事請負費、これ、恐らく看板代ですか。そう

いう理解でよろしいんですね。了解です。

以上です。

増田委員長 看板を設置したことによって、ごみの投棄はなくなりましたというふうなご答弁があるんですか、ないですか。事業効果だけ、そこまで言ってもらえますか。

西川課長。

西川環境課長 つけさせていただいたので、何ぼかは成果があったとは思ってはおりますが、何ぼかは減っておるといえるようには思っております。

増田委員長 もう発言のみで結構です。

松林委員 今後、不法投棄につきましても、対応をしっかりとよろしくお願い申し上げます。

以上です。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 今の関連が1点と、もう一つ、質問をお願いします。まず、関連というのは、今、看板なんですけど、看板作成ではなくて、看板は何か倉庫から出てきたという話で、予算の段階の話では、たしか設置費だけでしたよね。だからこれが安くなっているという見方でいいんですよね。そこをもう一回確認、これが1つと、もう一つなんですけども、これはお願いになるんですけども、ページ数でいくと、多分90ページか91ページに入ると思うんですけども、決算に出てこないんです。何かというと、骨髄移植ドナー支援助成金、令和4年度新規で金額としては28万円と非常に少ないんですけども、これを新規で入れていただいて、今回、助成人数がゼロということなので、いらっしゃらなかったのここには載ってこないということなんですけれども、これはやっぱり継続していただきたいです。予算のときも私申しましたけども、日本では、年間6,000人が血液疾患を患われるわけなんです。そのうち骨髄移植が必要になる方が2,000人いらっしゃいます。その2,000人の中でも、非血縁者の移植、要するに、他人からの移植で実際助かっている方が1,250人いらっしゃるんです。そこに対して、ドナー登録されているんですけども、適合率が非常に低いんです。ですから、適合の合った方に対しては、できるだけいい条件でできるように、なおかつ、ドナーとなった方にも、社会生活があんまり不便にならないようにということで、いろんな助成が市区町村でできているところがあって、ドナー登録の助成金は、県内12市のうちで葛城市が一番最後だったんです。これはやっぱり本当に適合率が低くて、実際に登録していても、適合しなかったら対象にならないんですけども、ほんの僅かでも、そういう方がいらっしゃった場合は、せっかく適合していただいた方に休業費用を払えるという形のやつがあればやっぱりいいので、ここだけではなくさないようにだけ、継続だけお願いしておきたいと思います。よろしく申し上げます。

最初のそれだけ、確認だけ。

増田委員長 西川課長。

西川環境課長 今、ご質問いただきました看板でございますが、もともと、市のほうでありました看板を利用させていただいておまして、あと、その文言の中で罰則等が明記されておりましたので、表面については、カッティングシートで罰則等を記載したものを貼りつけて、

新たに設置をさせていただいております。

以上でございます。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 了解しました。罰則のところをつくったというところですね。了解です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川副委員長。

西川副委員長 今、奥本委員の関連で、骨髄バンク、確かにここの決算に上がってきてません。僕らも、これはお願い、やっぱりこれは継続してほしいというところがありますので、その辺、なかなか難しい、先ほど奥本委員もおっしゃったので、なかなか、登録、そして適合するという、またこれ難しいところもあるんですけど、引き続いてやっていただけたらと思います。

それと、もう1個、不育症、決算の節のほうには載ってきてないんですけど、これも今回、令和4年度から始めていただいたと思うんですけど、違ったかな。令和4年度から、これから始めていただいたと思うんですけど、これについては、骨髄バンクというのはなかなか難しいと思うところがあります。でも継続してほしいというのはありますけど、不育症については、どういうふうなPRといたしますか、ほんまにここに補助があるということを知っていたらどうというふうに届けているかというところが、これは大事だと思うんですけど、その辺の検証をされているかどうかというところを教えてくださいたいと思います。

増田委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課、松本です。

広報につきましては、健康カレンダーに載せさせていただいているのと、妊娠の届出をされたときに、母子手帳交付のときにも案内はさせていただいています。今のところ、それです。

増田委員長 西川副委員長。

西川副委員長 これは、たしか流産であるとか何かを繰り返され、不育症という症状というのは、何か、原因というのもなかなか難しいというのも聞きますし、ただ、妊娠をされたときに届出を出しますよね。その前の方というのは、例えば、妊娠をされるその基準というのが分らないんですけど、妊娠届をされた方というのは、もちろんそうなんです。分かりますよね。把握できると思うんですけど、その前、まだ分からへんなというときとか、何かそのときに、これ、言い方が難しいんですけど、死産であったりとか、届ける前の方というのもおられるのかなとか、僕は感覚的に思うんですけど、違うんですかね。要は、その人らにちゃんと認知というか、周知ができているのかというところが気になるんですけど、来られた方にはもちろんそうやって、ありますよというのは分かるんですけど、妊娠の届出のタイミングがあるじゃないですか。それは、届出する前に繰り返されている方というのも、もしかしておられるのか。それが、不妊と不育と何かその境目が、僕、分かりにくいので、その辺、教えてもらえたらいいかなと思うんですけど。

増田委員長 松本課長。

松本健康増進課長 今おっしゃっていただいているのは不育治療で、不妊治療のほうは、妊娠しないので、するための治療が不妊治療。不育治療に関しましては、妊娠はしたけど育たないという段階ですので、妊娠されて医療機関で治療を受けられて、それを償還で申請に来てもらうというのが不育なので、タイミングとしては、妊娠はされた後ではあるんですが、何と云っていいのか。

増田委員長 西川副委員長。

西川副委員長 分かりました。何せ、市としては、言うたら、これでいやらへんかったというので検証結果としてあるのか、それか、やっぱり使い勝手というか、認知をみんなしてもらっていないのかというところが聞いたかったんですけど、3回目になるので、それは、どっちにしても、これも続けていただきたいというところがございますので、0人やったということで、もうちょっと周知もしていただけたらというところがございます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。95ページになります。4款衛生費、1項保健衛生費の5目母子保健事業費ですが、事業では、母子保健事業の中の18節負担金補助及び交付金です。これ、前、1回聞いているんですけども、新生児聴覚スクリーニング検査費用助成金、これは成果報告書のところで、44ページに助成事業として何人の方がスクリーニングを受けられたか書いてありますけど、問題のあるお子さんがおられたのかどうか。これについてお聞きします。

それから、ページ数で言うと98ページになります。4款衛生費、1項保健衛生費の7目環境衛生費の中の、事業で言いますと地域環境対策支援事業ということで、これも成果報告書のほうを見ますと、45ページのところに3とあって、地域環境対策支援事業ということで、おもちゃ病院の開設、環境教育出前講座等があります。これは実際に、例えば何回やられたのか。例えば、おもちゃを修理するおもちゃ病院のドクターの方はどれぐらいいらっしゃるのか。出前講座も何回やられて、講師の方、何人ぐらい参加されてきたのか。これについてお伺ひいたします。それから……。

2問、先にお尋ねします。

増田委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課、松本です。

新生児聴覚スクリーニング検査の助成件数、令和4年度、155件でした。155件受けられて、再検査が必要であった方はいらっしゃいませんでした。

以上です。

増田委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川です。よろしくお願ひいたします。

地域環境対策支援事業の中のおもちゃ病院でございますが、この事業につきましては、平成26年度より、ごみの減量化の一環として取り組んでおる事業でございます。毎月1回、年12回開催をさせていただいております、今、登録していただいておりますおもちゃドクターの

人数は13名おられまして、平均5名程度、毎月来ていただいております。昨年度の実績でございますが、132名の方が来ていただきまして、修理件数は243点ということになっておって、大変人気のある事業で、子どもに物を大切にするというのを目的として行っている事業でございます。平成26年度からの累計でございますが、来院数が1,036名、修理数が1,887点というようになっております。

次の環境教育出前講座でございますが、これはNPO法人エコ葛城市民ネットワークにお手伝いをしていただいて、市内の小学校4年生を対象に環境教育、主は、菜の花の栽培から刈取り、搾油というような形で行っていただいている事業でございます。毎年、代表した小学生には、昨年度は令和4年度に新庄小学校の生徒が、10月に菜の花の油を東大寺に毎年奉納されるというような事業になっております。今年度からは、ゼロカーボンの関係もありまして、市内小学校4年生全クラスを対象に環境教育を実施しておるとというのが実情でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 スクリーニングにつきましては、毎年お願いしているんですけど、再検査があれば必ず検査に行ってくださいよう、最後まで追跡していただいて、早期発見していただいたら、お子さんの生涯にわたる話ですので、ぜひよろしくをお願いします。

それから、地域環境対策支援事業です。おもちゃ病院と、お子さんにもご家族にも大変喜ばれていると思いますけれども、私が気になったのは、決算の中では、結局、需用費、消耗品費しか上がってなくて、多分全てボランティアなのかなと。先ほどありました環境教育出前講座も、大変、東大寺に菜の花からとれた油を奉納されるという、非常に面白い事業をやっておられるんですけど、これも無償なのかなと。そこら辺の考えがどうなのか。できたら、それなりにしっかりした支援があればいいのかなというふうに思いましたので、その点についてどうお考えなのか。参加されている方の意識もありますけれども、どんなものかお聞きします。

増田委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川です。

おもちゃ病院につきましては、ボランティアでしていただいておりまして、その使用される材料とか、そういうのにつきましては、需用費の中から、市のほうからお渡しさせていただいているというのが実情でございます。

環境教育出前講座の分につきましては、NPO法人エコ葛城市民ネットワークにお願いはしているんですけども、それは年間委託料としてお支払いをさせていただいておりますので、その中の活動費の中でやっていただいているというのが実情でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 分かりました。おもちゃ病院についても、生きがいを持ってやっていただいているということですけども、できたらという話でしたので、それだけにとどめておきます。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

横井委員。

横井委員 簡単な質問になります。97ページ、右の備考欄の12節委託料のところですか。環境検査委託料です。どういうものを葛城市では出しておられるのですか。

増田委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課、西川です。よろしく願いいたします。

環境検査委託料でございますが、まずは河川水の検査ということで、毎年、年間11か所の河川の検査をさせていただいております。生活環境調査で8か所、農業用水の検査で2か所、ダイオキシン類の検査で1か所というのを毎年やらせていただいております。

それとあと委託料ですけれども、自動車騒音常時監視業務委託料というのがございまして、これは国からの法定業務ということで、平成23年から毎年行わせていただいている委託料でございます。

以上でございます。

増田委員長 横井委員。

横井委員 簡単に言うと、要するに、水と音ですね。ほかはないんですか。以上ですか。

西川環境課長 はい。

横井委員 どうも。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 僕、その河川のやつで気になることが1個あって、いいかなと思っていたんですけど、河川の検査は毎回12月にやられているんです。何で12月なのかなと思いながら見ている、分かればお答えしていただきたいのと、もう一つは、報告書の46ページです。文化財影響調査業務、これ、ホームページに載せていただいているから、毎年、僕、見させてもらっているんですけど、前のやつには當麻寺の西塔の劣化があるから何とかしたほうがいい、しなければならぬとまでは言っていないんですけども、したほうがいいよぐらいのことが書いてあるんですけども、こういう調査を受けて、何か動きとかやらはるんですか。急いでやらなくてもいいとか、環境自体はそんな悪いことは書いてなかったと思うんですけども、でも一応、劣化があるから云々と書いてあったんですけども、その辺どう対応されるのかというのを考えられていたら、お答え願っていいですか。この2つ、お願いします。

増田委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川です。よろしく願いいたします。

河川水の検査のご質問ですけれども、特にいつという設定はしておらず、例年12月ぐらいにさせていただいております。何でという根拠はございませんし、そうやっておっしゃっていただければ、農業用水という検査もございまして、来年からは、そういうふうな時期を考えて実施させていただきたいというように考えております。

増田委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンター、石橋です。

先ほど生活環境影響調査ということで、奈良大学の教授をお願いしておるんですけども、

私もこの報告書を読ませてもらいまして、たしか、影響が出ている原因というのは、世界的な酸性雨による影響ということを書かれておられました。クリーンセンターに起因するものではないと思いますので、そういうものもごみの減量化につながるものかなというのを心にとどめまして、ごみの減量化に一層励みたいと考えております。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 水のほうは、僕、素人なので分からないですけども、暑いときの臭気とかも入っているから、暑いときの検査のほうが、しっかりやってもらったほうがいいのになと個人的に思って、気になっていたののでついでに聞かせてもらいました。ごみ減量化を頑張っていたきたいのはありがたいんですけども、文化財に関しては、あのやつも書いてあるので、その辺考慮に入れて、ごみがどうかではなくて、文化財の保護の面でどんなお考えされているのかなとお聞きしたかったんですけど、そんなん答えられないですね。ただ、調査表には書いてあったので、どういうお考えなのかなと思っただけなので、頭に入れて、もう一回読んでもらったら書いてありますので、おっしゃるみたいに、葛城市が、ではないんです。世界的な環境変化により文化財が傷んできているから、考えなさいよと書いてあるから、どうなのかなと聞いているだけなので、また考えておいてください。

以上です。

増田委員長 奥本委員。

奥本委員 今の関連で、私のほうから説明するのはおかしな話なんですけど、このいきさつ、実は私知っているんです。今の新クリーンセンターを建設する際に、大字當麻で説明会を何度も何度もされた経緯があります。その中で、いろいろ懸念される住民の方から、一番最初の設計では、煙突の高さが今の當麻寺の塔とほとんど変わらなかったと。そこから排出される排気のガスが、酸性雨を招いて文化財に影響するのと違うかという意見が出て、前市長のときに、専門家を呼んできて検査してもらいましょうというところから始まっている。同時に、池の水質調査というの、それも、だから、環境アセスメントのあれで盛り込まれた話なんです。それがずっと続いているというところで、直接に酸性雨の影響があったとは私も聞いてないんですけども、常時、クリーンセンター由来かどうか分からんけども、文化財に対する保護も兼ねて一応やるという話になっていたと思います。

増田委員長 クリーンセンターの安全証明のための検査やと、こういうふうな認識でよろしいですね。ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 103ページ、4款2項4目リサイクルプラザ運営事業の中の12節再生工房業務委託料なんですけれども、私の理解では、家具のリサイクルとか自転車のリサイクルを業務委託されているんだと思っているんですけど、もし、間違っていたらまた教えてほしいんですけど、今年3月の広報に、リサイクルされた自転車の販売のお知らせが載っていたと思うんですけども、実際に何台ぐらいリサイクルされて、何台ぐらい販売できたのかというのと、それから、家具のリサイクルに関しては、私、見えてないのかもわからないんですけど、どういったも

のをされて、どういうふうにもリサイクルされているというか、市場にまた戻されているのかということをお聞きしたいです。

増田委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課、西川です。よろしくお願いいたします。

再生工房業務委託料でございますが、当初、リサイクルプラザを開設するに当たり、自転車の再生工房、家具のリサイクルという形で進めさせてはいただいたんですけども、回収方法であったりとか、需要の問題等もあって、今、家具については全然行っておらないというのが実情でございます。自転車の再生に力を入れさせていただいて、今、取り組んでおります。実際、放置自転車の回収、今まで全部で125台の回収をさせていただいて、それを組替え等をして、25台の自転車が完成をしました。今年3月に市民の方を対象に販売をさせていただきまして、2日間行わせていただいたんですけども、来場者数は142名ございまして、25台全て完売になっております。一番人気のあった自転車でしたら、約20倍ぐらいの倍率がありました。また、令和5年度でも、今、放置自転車を回収させていただいておって、今そういう業務委託で、新しい自転車の組み上げの作業をしていただいているところです。今後、年2回ほどはしたいんですけども、今年度で、時期は未定ですけども、また自転車がそろい次第、市民の方にリサイクルフェアという形で開催を考えております。

以上でございます。

増田委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。私の予想以上に興味のある市民の方がいらっしゃって、全部売れたということで、そういった効果はあるのかなというふうには思いますが、放置自転車ありきですので、その辺りは、何台ができるのかとか、いろいろ、その年によって違うと思うんですけども、家具はあまり需要がないということでやめられて、自転車に今は注力されているということで、この路線は守って頑張っていたいただきたいというふうに思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 99ページの4款衛生費、9目出産・子育て応援交付金事業費です。成果報告書は46ページですけども、出産応援給付金、妊娠の届出をした妊婦で、助産師等の面談またはアンケートに応じた者。そして下、子育て応援給付金と。出産した子の養育者で、助産師等の面談またはアンケートに応じた者と。横に件数書いていますけども、給付金、幾ら、10万円相当ですか。ではないんですか。

増田委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課、松本です。

出産応援給付金、子育て応援給付金ともに5万円となっております。

増田委員長 松林委員。

松林委員 これは単年度、令和4年度だけの事業ですか。ずっと続くのでしょうか。

増田委員長 松本課長。

松本健康増進課長 令和5年度も続いております。

松林委員 継続できるんですね。

松本健康増進課長 そうです。

増田委員長 松林委員。

松林委員 よろしくお願ひ申し上げます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 今のところの関連なんですけれども、成果報告書のほうでお聞きしますけれども、妊娠の届出をした妊婦で、助産師等の面談またはアンケートに応じた者ということですが、具体的には、例えば新庄健康福祉センターに行かれて、そこで面談するというのでしょうか。具体的には、どういうふうなアンケートのあれになるのでしょうか。これを1つお聞かせください。

それから、立ったついでであれなんですけれども、先ほどの関連ですが、リサイクルプラザの件なんです。リサイクルプラザの事業内容について、今、自転車の再生ということでお聞きしましたが、それ以外にどのような、例えば、我々が見学に行ったときには、発砲スチロールのインゴットをつくるようなこともされていたり、事業内容の成果がどういう状況になっているのかということについてお聞きしたいと思います。

それから、ちょっと飛びますけれども、102ページになります。102ページの4款衛生費、2項清掃費の2目塵芥処理費ですが、可燃ごみ処理事業の中になりますけれども、102ページの12節委託料、犬猫死体処理委託料ということで、当初予算と比べても大きく減っております。この理由についてお聞かせください。

以上3点、お願いします。

増田委員長 松本課長。

松本健康増進課長 妊娠の届出をしたときに、新庄健康福祉センターに母子手帳を取りに来られたときに、助産師または保健師が面談を行います。

谷原委員 新庄健康福祉センターですね。

松本健康増進課長 そうです。

増田委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課、西川です。よろしくお願ひいたします。

リサイクルプラザのその他の業務でございますが、公共施設から出る剪定枝等をリサイクルプラザに搬入していただいて、それをチップ化の事業も行っております。昨年度、145台の搬入がございまして、チップ化をさせていただき、利用につきましては、今、旧當麻庁舎の解体跡地にも敷かせていただいておりますので、その部分にクッション材というような形で敷かせていただいたり、利用はさせていただいております。あと、発砲スチロールの減容化でございますが、クリーンセンターから出る発砲スチロール、トン袋で約330袋、昨年度、搬入させていただいて、162本のインゴットをつくってございます。

以上でございます。

増田委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンター、石橋です。よろしくお願ひします。

私のほうからは、犬猫死体処理委託料ということで、令和4年度の成果で57回、業者に依頼をかけております。ちなみに、令和3年度は100回、依頼をかけておりました。毎回報告させていただいておるんですけども、年々数字が減少しております。この理由につきましては、前回は軽くお話しさせてもらったんですけども、極力業者に依頼をせず、私ら職員で出ていくようにしております。ちなみに、令和4年度、業者が57回依頼に対して、私ども職員が74回出動させていただいております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 まず最初の、妊娠を届け出られた方への給付金のことなんですけども、ここだけではないんですけども、出産をされる方に、妊娠された方とか、お子さんが産まれたときでもいいんですけど、何かプレゼントみたいなことは葛城市ではされているんですか。よく他市町村では、出産した後、紙おむつを渡すとか、何かそういうことがあるかどうかだけ、私はよく分かってないので、市民生活部のほうでもされているのやったら、あれば教えてください。ちょっとずれるかもわかりませんが、そういうことを関連で教えていただけたらと思います。

それから、リサイクルプラザの件なんですけれども、これは意見ということになりますけれども、自転車でも、先ほどおっしゃったように、大変人気があるということで、剪定枝もそういう形で燃やさずに再利用されるということで、本当によくやっていると申すんですが、厚生文教常任委員会で視察に行ったときに、上勝町だったかな。例えばお茶わんとか、日用品とか、今、リユースのお店、この近辺でも結構はやっています。意外とはやっています。服でも家電製品でも。何か自転車だけではなく、一歩進めて、そういうことができたらいんじゃないかなとは思っています。これは、これこそ指定管理者制度というか、民間のほうでそういうことをやっておられるところも出てきているので、行政だけが負担するのではなくて、多少そういうところで収益も出るような事業だと思っているので、何らかの形でリユース、せっきくああいうリサイクルプラザという、しっかりした敷地も含めてできておりますので、1回検討いただけたらというふうに思います。

犬猫の遺体処理については、回数を今おっしゃいましたけど、基本的に業者がやるのは金曜の夜から日曜日の間ですよね。その間に行政のほうも取りに行っておられるということでしょうか。今、回数をおっしゃったけれど。行政は回収へ行っているのは平日だけですよ。今、先ほどあった中でそういうふうな数字をおっしゃいましたので、行政はこれだけ行っている。業者はこれだけ。そこをもう一度お願ひします。

増田委員長 前村部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村です。

まず1点目の、出産のお祝い品のことでございますけれども、市民窓口課のほうで出生届をいただいたときに、積み木セットをお送りさせていただいております。農林課の森林環境譲与税を

活用させていただき、吉野町との協定に基づくものでございます。

増田委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンター、石橋です。

先ほど委員おっしゃられたとおり、業者に依頼をかけるのが、金曜日の夜から日曜日の夕方ぐらいまで。基本的に、平日の夜とか日曜日の夜で、交通量の多いような場所は、やっぱり不測の事態は生じてもあきませんので、業者に依頼をしますし、特に交通量が多くない、問題のないところでありましたら、次の日の朝に私どもが取りに行かせていただく、そういうふうな対応をしております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 最後に言いつ放しですけども、出生届、思い出しました。積み木の件で。1回ここで議論しました。お子さんが生まれるたびに同じ積み木をもらうということで、これ何とかならんのかということをお思い出しましたので、それぞれの自治体でそれなりに工夫されていると思いますので、よろしく願いいたします。

それから、あと犬猫の件については、この間ずっといろいろ取組をやっていただきまして、いろいろな不正が疑われることもあって、現物できちっと引き取るということで、最高300万円ぐらいまで、毎年、犬猫の処理に300万円ぐらいかかるようなこともありましたけど、やっと落ち着いてきたのかなと思います。ありがとうございました。

増田委員長 剪定チップのお話をされたんですけど、私、記憶戻ったので確認したいんですけども、剪定チップについては、公園等の雑草防止に利用するんだと、いいことだなと。堆肥マルチとって、ああいうものをまいておくと雑草防止につながるの、一挙両得なのかなというふうに感じたんですけども、しあわせの森公園の利用はあるんですけども、都市公園、市有公園、その辺の利用というの、今後活用していただくことが望ましいのかなと思いますので、お願いしておきます。

ほかに質疑はありませんか。

西川副委員長。

西川副委員長 1点だけお願いします。決算書の97ページです。4款1項7目環境衛生費の環境衛生事業の18節新エネルギー等システム設置補助金500万円というところで決算上がってきております。申請につき5万円の補助やったと思うんですけども、令和3年度は400万円で、多分需要が結構見込まれたので100万円、令和4年度で予算をつけられて、500万円で今決算もなっております。これについて、100件の助成で100件以上の申込みがあったのかというところを教えていただきたい。100件ちょうどということではなかったのかなとは思うんですけど、その辺、教えていただきたいと思います。

増田委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課、西川です。よろしく願いいたします。

ただいまのご質問の、新エネルギー等システム設置補助金500万円でございますが、令和3年度は80件で予算計上させていただきました、令和4年度で100件という形で増額をさせ

ていただきました。令和4年度実績におきまして、1月末ぐらいで100件に達成をしております。新たに、また令和5年度、4月以降で今申請をしていただいているのが実情でございます。令和4年度の実績で言いますと、太陽光発電が71件、燃料電池コージェネレーションが29件というような内訳となっております。

以上です。

(発言する者あり)

増田委員長 西川課長。

西川環境課長 1月末でいっぱいになっておる人につきましては、申請期間が1年間という期間がございますので、令和5年度の新年度予算のほうで対応をさせていただいております。

増田委員長 どれだけ超えて、それが持越し、次年度、何ぼあるのか。

西川環境課長 実質10件とか、その程度です。

増田委員長 西川副委員長。

西川副委員長 ありがとうございます。次の令和5年度で10件いくと思う。10件ぐらいやつたらというところもあったんですけども、これがずっと積み重なってきていて、何十件となっていたら、また令和5年度の予算というのも、もう終わっていますけども、しっかりとしていかなんのかなと思っていたところで、これについては、本当に新しく家を建ててはる方の意識というのも高くなってきているというのもあって、ほんで、それと創エネですよ。電気代がやっぱり高騰していますので、自分らのところでちょっとでもエネルギーをつくるというところの意識が高くなってきていると思いますので、これも、ぜひとも、これだけ毎回毎回、補助、執行率100%というところになっていますので、これについては、きっちりと、もうちょっと、令和4年度はもう終わっていますけど、取り組んでいっていただきたいというところで、意見として言わせていただきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 102ページです。4款衛生費、2項清掃費の2目塵芥処理費で、可燃ごみ処理事業ということになります。12節委託料、焼却残灰等運搬処分委託料が当初予算と比べて、決算としては大きく減額になっております。その理由についてお伺いいたします。

それから、焼却残灰等埋立処分委託料とありますけれども、これ、焼却残灰のトン数によって恐らく費用も決まるんだろうと思うんですが、焼却残灰の実際のトン数はどうなっているのか、お聞きいたします。

3点目、ごみ焼却施設運転管理委託料2億6,973万5,141円であります。これは予算特別委員会のときに、令和4年度の予算審査のときに、委託料として2億7,111万8,000円、当初予算で組まれていますけれども、これは、可燃ごみの基準数量というんですか、予定数量というんですか、予定数量というのが設定されていて、毎年、約1万1,617トンとか、年度ごとに多少変化はありますけど、大体1万1,600トンで、それ以上になると委託料が多少上がると。減ると委託料が多少下がるというふうな審査であったと思うんですけども、令和4年度、それにおいて、若干減っているのかなと思いますので、焼却量が減ったのかなと思う

んですけど、これは成果報告書のほうにも多少出ておりますけど、前年度と比較して焼却量がどれだけ減ったのか。それで金額にどのような影響があったのかということについて伺います。よろしく申し上げます。

増田委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンター、石橋です。よろしく申し上げます。

まず1つ目、焼却残灰等運搬処分委託料ということで、令和4年度の実績としまして1,474トン、運搬量が令和4年度は1,474トン、令和3年度につきましては1,543トン、減少しておりますので不用額が67万円発生しております。焼却残灰等埋立処分委託料が、通称フェニックスに持って行かせていただいております。こちらと同じく、令和4年度につきましては1,490トン、令和3年度につきましては1,543トン、こちらも若干減っております。ゆえに不用額が122万円出ております。

続きまして、ごみ焼却施設運転管理委託料なんですけども、こちらにつきましては、契約をするときに、今後10年間のごみの量というのを想定されております。それに対して予算を平準化するために、1年間のごみの量が1万1,631.8891トンという、平準化するために細かな数字になっておるんですけども、毎年、この量でごみの想定をしております。それに対しまして、令和4年度につきましては1万1,112.36トンになっておりますので、不用額が297万円というふうな結果になっております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 焼却量が全体に減っているから、焼却灰も減って経費が削減できたということであります。

1点だけ、再質問させていただきたいんですけども、私、焼却量がかなり減ったのかなと思うんです。でもないですか。令和4年度、コロナでこの年はかなり家庭需要も多かったはずだし、私は増えるのかなと思っていたんですけども、むしろ令和4年度、減ったということですね。これ、多分ごみの減量化ということで、どういうことが効果あったのか。そういうことをお聞きしたいです。今後とも、ごみの減量化を進めて、こうした経費削減ということに直接リンクしてきますので、そこら辺はどう分析されているのか。焼却ごみといっても、直営収集、委託収集、事業収集、事業ごみとか、いろいろあってなかなか難しいのかと思いますけれども、決算でこういう結果が出たことをどう評価されておるのか、お聞きします。

増田委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 先ほどお話しさせてもらったとおり、予算の残額というのは、当初の予定の数字に対しての実際の数値ということになります。ちなみに、令和3年度のごみ焼却量につきましては1万1,774.1トン。こちらも減っております。ただ、ごみの収集量の兼ね合いと、ごみの焼却量の兼ね合いというのもありますので、クリーンセンターのほう、順次焼却させてはもらっておるんですけども、やっぱり収集の状況も見ながら、私どもは若干減っておるとは認識はしておるんですけども、更なる分析が必要かなというふうには考えております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ごみの減量化ということで、先ほど来からいろいろ出ておりますので、可燃ごみについても、同様にお願いします。ただ、私の感触としては、結構、容リプラがかなり、やっぱりよく皆さん出していただいているのかなというふうに思っておりますし、引き続き、可燃ごみの減少に、できるだけ分析していただいて、どうすればもっと減るかということで、よろしくをお願いします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 1点だけ、同じ箇所です。ごみ焼却施設運営管理委託料2億6,973万5,141円ということがあります。これは長期包括管理運営委託契約としてこれだけの金額で契約をしているわけですが、すけれども、そのときにもいろいろ議論がありました。それで、私は、透明化ということが必要だろうと思うんです。実際にこれだけの委託料をかけたのは、施設の修理費も含めて、多額にクリーンセンターについては、一度、いろんなトラブルがあると多額の出費が単年度でかかるということで、平準化するという意味合いを持って長期包括管理運営委託契約を行っているわけです。つまり、燃やすことの運営管理だけではなくて、施設の維持を長期にわたって平準化していくと。その費用が込みになっているので、これだけの費用になっていると思うんですが、私の感覚では、それまでの運営管理委託料では6,000万円くらいだったかな。だから2億円ぐらいが、施設の整備のために充てられることになる費用だなというふうな感覚であります。そこで、令和4年度につきまして、どのような修理が行われたのか。本来だったら、それがどれぐらいの見積りになるかということが分かればいいんですけれども、実際どういうふうな修繕が行われているのか。まだ新しい施設ですけれども。それがあれば、これだけ高額の長期包括管理運営委託契約したことも値打ちが出てくるんだと思うんですけれども、それを明らかにしないと、こういうお金ですというだけになりますので、どのような修理、修繕が令和4年度で行われたのか。これについてお聞きしたいと思います。

増田委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンター、石橋です。よろしくをお願いします。

令和4年度の修繕、整備につきましてご報告いたします。まず、1号炉築炉工事、2号炉再燃焼室補修工事が2回行われています。1号炉再燃焼室補修工事、電気室エアコン修理、ごみクレーンオイル漏れ修理等、あとは細かなものになりますので、これだけの修理工事が行われたというふうに報告があります。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 それについて一般的な経費がどうかというふうなことは、把握はされているのか。業者もどういうふうなことでされているのか。そういうことは関係なしに、包括的な契約の中だからということやられているのか。この点についてお聞きしたいんです。

増田委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 こちらにつきましては、全て長期包括管理運営委託契約の中に入っておりますので、何月頃にどういうふうな工事をすることについては、どういうふうな資材が入ってくるので、どこそこに資材を置かせてほしいというふうな、そういう事務的なやり取りはするんですけども、お金の話とかにつきましては、年間の費用の中に含まれておるということで、特に協議、報告等もございません。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 了解しました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようでしたら、第4款衛生費に関する質疑を終結いたします。

本日はこれにて委員会を終了いたします。なお、明日15日午前9時30分より委員会を再開いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本日はご苦労さまでございました。

延 会 午後4時34分